

行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(素 案)

行 田 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画対象地域	2
1-3 計画期間	2
1-4 計画の位置づけ	3
1-5 鴻巣行田北本環境資源組合との関連性	4
(1) 広域的取り組みの推進	4
(2) 本市及び組合の事務範囲	4
第2章 地域概要	5
2-1 市の沿革	5
2-2 自然環境	5
(1) 位置	5
(2) 地勢	6
(3) 気象	6
2-3 社会環境	7
(1) 人口及び世帯の動向	7
(2) 産業の動向	10
(3) 交通の状況	12
(4) 土地利用の状況	13
(5) 国、県及び組合における計画と本計画との関係	14
第3章 ごみ処理の現状及び課題	22
3-1 本計画にて使用のごみ関連用語の定義	22
3-2 ごみ処理体制	23
3-3 収集・運搬の現状	24
(1) 家庭ごみ及び事業系ごみの収集方法（排出方法及び収集回数）	24
3-4 ごみ処理の実績	25
(1) 年間排出量の推移	25
(2) 一人1日当たりの排出量	26
3-5 ごみ減量化・資源化の状況	27
3-6 中間処理及び最終処分の現状	28
(1) 施設の概要	28
(2) 焼却処理量及び焼却残さ量の推移	30
(3) 燃やせないごみと粗大ごみ等年間処理量の推移	32
(4) 埋め立て処理量の推移	33
(5) ごみ処理経費の推移及び処理手数料の現状	34
3-7 ごみ処理の評価	35
3-8 ごみ処理の課題	36
(1) ごみの減量化・資源化の課題	36

(2) 収集・運搬の課題	36
(3) 中間処理及び最終処分の課題	36
(4) その他の課題	36
第4章 計画の基本方針	37
4-1 基本理念及び基本方針	37
4-2 人口の将来予想	38
4-3 減量目標	39
(1) 減量目標の設定	39
(2) ごみ総排出量の将来予測（減量目標を達成した場合）	40
4-4 将来のごみ処理体系	41
第5章 施策	42
5-1 排出抑制・資源化計画	42
(1) 排出抑制	42
(2) 資源化	43
5-2 収集・運搬計画	44
5-3 中間処理・最終処分計画	45
(1) 中間処理施設	45
(2) 最終処分計画	46
5-4 その他必要と考えられる取組み	47
(1) 組合及び構成市（本市、鴻巣市及び北本市）における連携体制の継続	47
(2) 不適正処理や不法投棄への取組み	47
(3) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯等への対応	47
(4) 市民団体等による活動の支援	47
(5) 災害廃棄物への対応	47
(6) 廃棄物処理の費用負担軽減	47
第6章 本計画の推進体制	48

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

国においては、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。前者では、「リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築」や「小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進」を掲げています。また後者では、「災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保」などの方針が示されています。

埼玉県においては、平成20年3月に「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定し、地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保することにより、循環型社会の形成を推進しています。また、平成28年3月に「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、今後予想される超高齢社会への突入、人口減少による社会構造の変化により、廃棄物の量・質とも変わることが予想される事から、これら様々な情勢変化に的確に対処するため、県内の今後の廃棄物行政の指針を示しています。

鴻巣行田北本環境資源組合（以下「組合」という。）においては、行田市、鴻巣市及び北本市におけるごみ処理広域化に向け、新たなごみ処理施設の整備を推進しており、鴻巣市の郷地・安養寺地区に建設候補地を選定し、熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤード及び余熱利用施設を整備することとしています。

行田市（以下「本市」という。）では、廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢、国、県及び組合の計画等を踏まえ、一般廃棄物（ごみ）処理に係る中長期的な視点に立った基本方針を明確にし、本市から発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、排出抑制・資源化計画、収集・運搬計画及び中間処理・最終処分に関する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1-2 計画対象地域

本計画の対象地域は行田市全域とします。

1-3 計画期間

本計画は、平成 27 年度を基準年度とし、平成 30 年度を計画初年度、平成 44 年度を最終目標年度とした 15 年間を計画期間とします。

なお、本計画の策定に係る諸条件等に大きな変更等があった場合には見直しを行います。

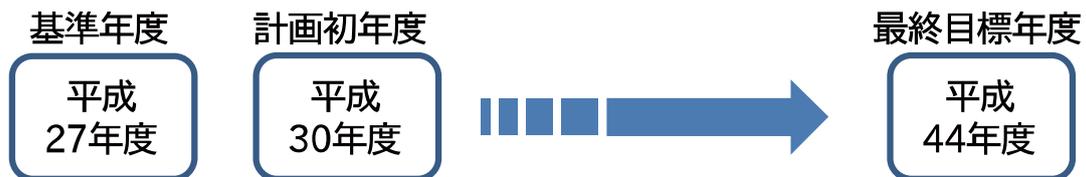


図 1-1 計画期間

1-4 計画の位置づけ

本計画の位置付け及び他の計画との関係を図 1-2 に示します。

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に準拠し、国及び県の計画、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、「第 5 次行田市総合振興計画」、「第 2 次行田市環境基本計画」等と整合性を図った内容としています。

また、本市と鴻巣市及び北本市で構成する組合の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「施設整備基本計画」では、3 市の広域的なごみ処理として、「熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設及びストックヤード」について、平成 35 年度を稼働目標として、整備することとしていることから、特に、組合の計画に対し本計画は、整合性を図った内容としています。

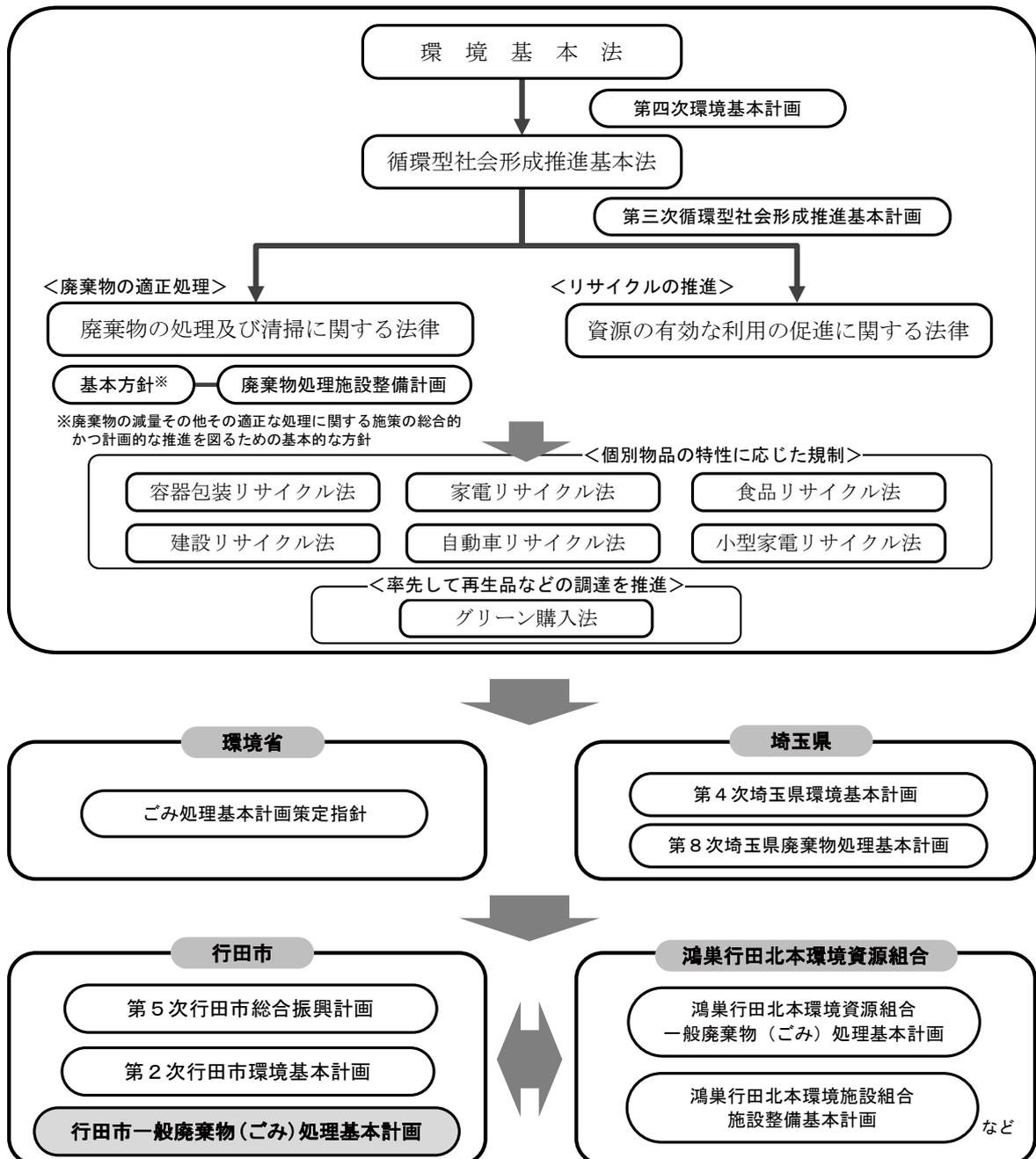


図 1-2 計画の位置付け及び他の計画との関係

1-5 鴻巣行田北本環境資源組合との関連性

(1) 広域的取り組みの推進

本市から排出される燃やせるごみは、昭和 59 年 8 月に竣工した、組合の小針クリーンセンター（処理能力 204 t/日）において広域処理されていますが、施設の老朽化が著しく、更新の時期が迫っています。

このような状況の下、組合では平成 26 年 4 月に構成市を本市、鴻巣市及び北本市とし、名称を「鴻巣行田北本環境資源組合」に定め、ごみ処理の広域化に係る計画の策定や当該計画に基づく一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の建設に向けた取り組みを推進しています。

本市、鴻巣市、北本市及び組合では、連携・共同による広域的なごみ処理の取り組みを推進することで得られる長所を生かし、3 市の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的なごみ処理に対応するものとしています。

(2) 本市及び組合の事務範囲

本市及び組合の事務範囲を表 1-1 に示します。

表 1-1 事務範囲一覧

事務範囲	本市	組合
ごみの減量化及び資源化に関する施策	●	
ごみ及び資源物の収集・運搬に関する施策	●	
長善沼最終処分場の管理及び運営	●	
行田市粗大ごみ処理場の管理及び運営	●	
小針クリーンセンター（可燃物焼却施設及び一般廃棄物最終処分場）の管理及び運営		●
新たに整備するごみ処理施設（熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源施設、ストックヤード）の設置、管理及び運営		●

第2章 地域概要

2-1 市の沿革

本市は、東日本最大の円墳である丸墓山古墳や稲荷山古墳をはじめ、数多くの古墳が造られ、日本の古代史を語る上で欠くことのできない貴重な資料が見つかるなど、古墳時代以前から人々が暮らしを営んできました。

近世になると忍藩が成立し石高も十万石となり城郭や城下町も整備され、忍城周辺の農村は関東有数の穀倉地帯として発展してきました。

明治になり廃藩置県を経て忍藩は埼玉県の一部となり、明治の大合併によって市域は1町12村に編成され、昭和12年に忍町、持田村、星河村及び長野村が合併し、戦後の混乱が落ち着き始めた昭和24年、忍町が市制を施行し、行田市となりました。その後も昭和29年から昭和32年までに8つの村々を合併し、市域を拡大しました。

さらに、平成18年に旧南河原村との合併を経て、現在に至っています。

2-2 自然環境

(1) 位置

本市は、東経139度27分、北緯36度8分、関東平野の中央部で埼玉県北部に位置し、東京首都圏から約60kmの位置にあります。

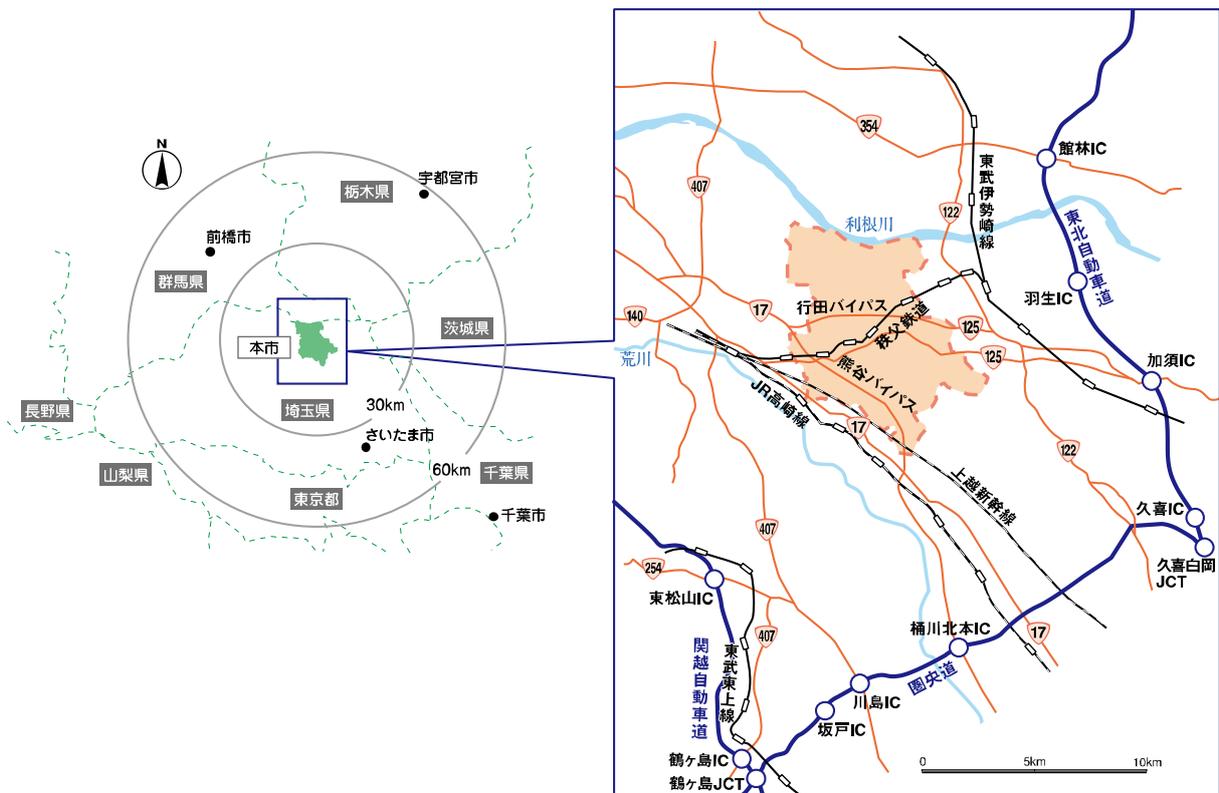


図 2-1 本市の位置と地勢

(2) 地勢

本市は、北は利根川、南は荒川に挟まれた肥沃な沖積地により構成され、その他多くの河川や水路が市内を流れる、ほぼ平坦な地形となっています。

本市の面積は 67.49km² で、市街化区域が 11.6km² (市全体の 17.2%)、市街化調整区域が 55.77km² (同 82.8%) となっています。

(3) 気象

本市域における気象概況(昭和 62 年から平成 28 年までの 30 年間平均)を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

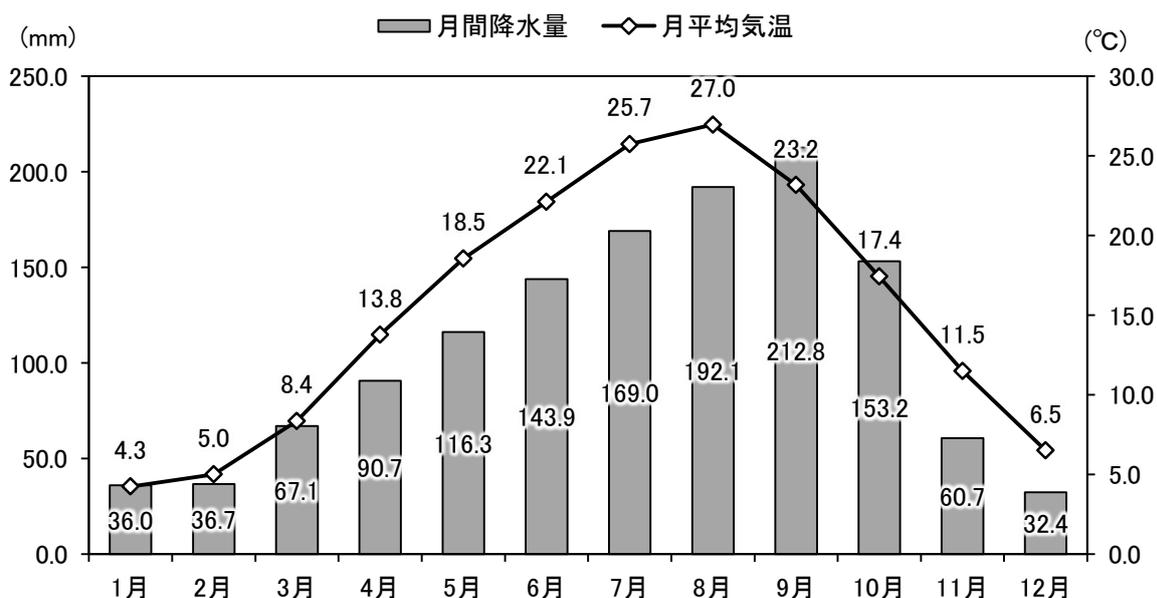
本市における月間降水量は、一番少ない 12 月が 32.4mm、一番多い 9 月は 212.8mm、年間降水量は 1,310.6mm となっています。

また、月平均気温は、一番低い 1 月が 4.3℃、一番高い 8 月は 27.0℃、年間平均気温は 15.3℃ となっています。

表 2-1 気象概況(過去 30 年間)

項目	観測値
月間降水量(小)	32.4mm(12月)
月間降水量(多)	212.8mm(9月)
年間降水量	1,310.6mm
月平均気温(低)	4.3℃(1月)
月平均気温(高)	27.0℃(8月)
年平均気温	15.3℃

出典：過去の気象データ(熊谷)(気象庁)



出典：過去の気象データ(熊谷)(気象庁)

図 2-2 本市域の気象概況(過去 30 年間平均)

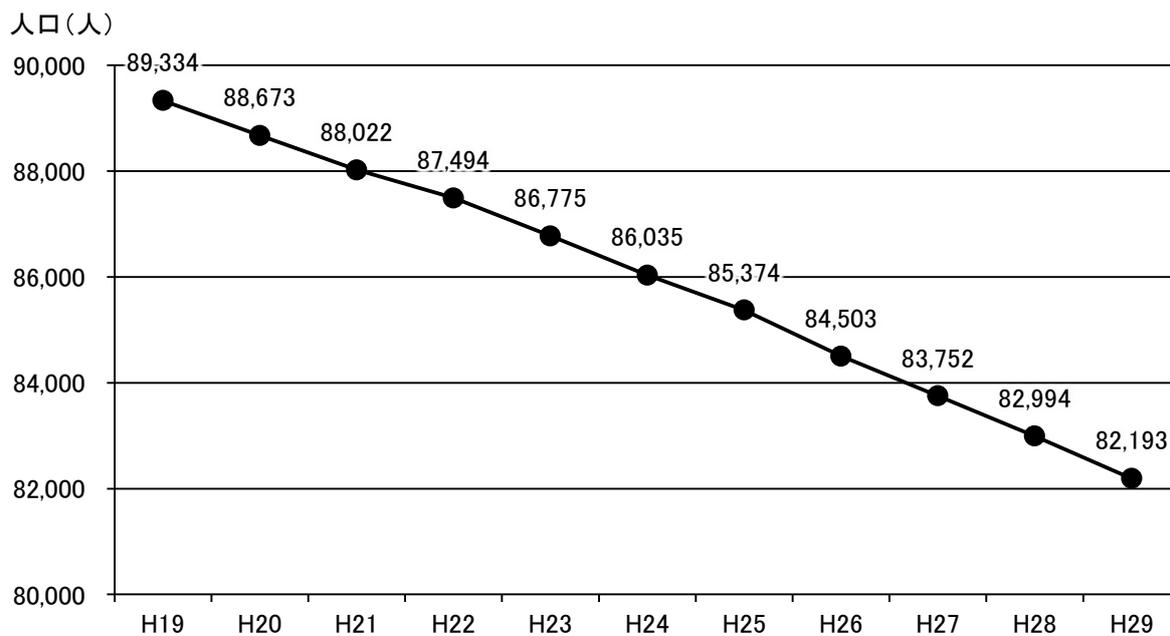
2-3 社会環境

(1) 人口及び世帯の動向

① 人口の推移

本市の人口の推移を図 2-3 に示します。

人口は減少傾向で推移しており、平成 19 年度は 89,334 人でしたが、平成 29 年には 82,193 人となり、比較すると 7,141 人 (8.0%) の減少となっています。



出典：平成 19～23 年；住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）及び
在留外国人統計（旧登録外国人統計）登録外国人統計（各年 10 月 1 日現在）（法務省）
平成 24～29 年；住民基本台帳人口（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

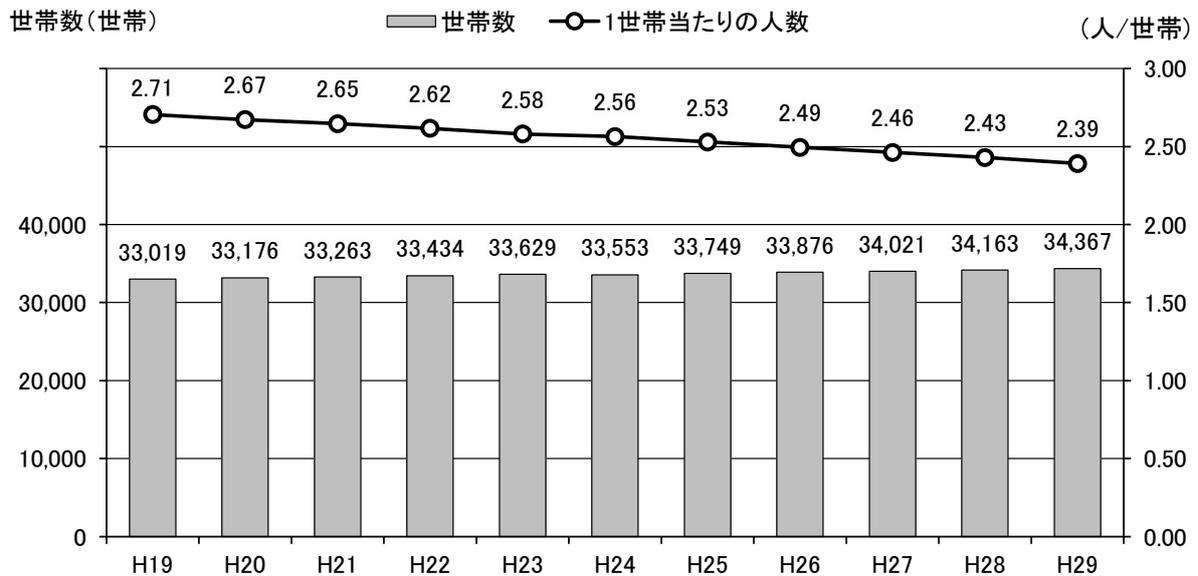
図 2-3 人口の推移

② 世帯数の推移

本市の世帯数の推移を図 2-4 に示します。

世帯数は増加傾向で推移しており、平成 19 年は 33,019 世帯でしたが、平成 29 年には 34,163 世帯となり、比較すると 1,144 世帯（3.5%）の増加となっています。

他方、1 世帯当たりの人数の推移は減少傾向で推移し、平成 19 年では 2.71 人でしたが、平成 29 年度には 2.43 人となり、比較すると 0.28 人（10.3%）の減少となっています。



出典：平成 19～23 年；住民基本台帳世帯数（各年 10 月 1 日現在）及び
 在留外国人統計（旧登録外国人統計）登録外国人統計（各年 10 月 1 日現在）（法務省）
 平成 24～29 年；住民基本台帳世帯数（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

図 2-4 世帯数及び 1 世帯当たりの人数の推移

③ 年齢別（5歳階級）人口の分布

本市の年齢別（5歳階級）人口の分布を表2-2及び図2-5に示します。

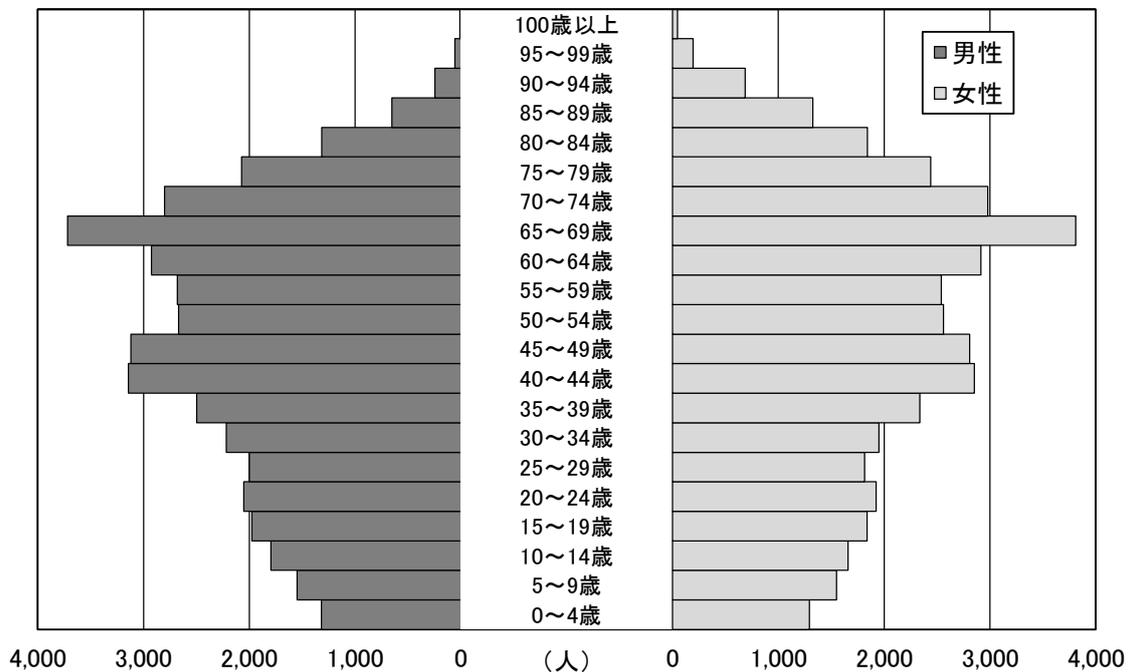
平成29年10月1日現在の年齢別（5歳階級）人口は、男女とも65～69歳が最も多く7,529人（全体の9.2%）、15歳未満の年少人口は9,169人（同11.2%）、15歳から65歳未満の生産年齢人口は48,829人（同59.4%）、65歳以上の高齢人口は24,195人（同29.4%）となっています。

表2-2 年齢別（5歳階級）人口分布

単位：人

年齢区分	男性	女性	合計	年齢区分	男性	女性	合計
0～4歳	1,320	1,294	2,614	55～59歳	2,680	2,541	5,221
5～9歳	1,549	1,551	3,100	60～64歳	2,924	2,915	5,839
10～14歳	1,797	1,658	3,455	65～69歳	3,719	3,810	7,529
15～19歳	1,977	1,838	3,815	70～74歳	2,802	2,978	5,780
20～24歳	2,053	1,924	3,977	75～79歳	2,073	2,441	4,514
25～29歳	2,001	1,816	3,817	80～84歳	1,315	1,841	3,156
30～34歳	2,218	1,952	4,170	85～89歳	652	1,325	1,977
35～39歳	2,499	2,338	4,837	90～94歳	246	686	932
40～44歳	3,143	2,853	5,996	95～99歳	57	195	252
45～49歳	3,121	2,807	5,928	100歳以上	9	46	55
50～54歳	2,668	2,561	5,229	合計	40,823	41,370	82,193

出典：市区町村別年齢階級別人口（住民基本台帳人口）（平成29年10月1日現在）（総務省）



出典：市区町村別年齢階級別人口（住民基本台帳人口）（平成29年10月1日現在）（総務省）

図2-5 年齢別（5歳階級）人口分布

(2) 産業の動向

① 事業所及び従業者の推移

本市の事業所及び従業者の推移を表 2-3 及び図 2-6 に示します。

事業所数は、平成 21 年以降減少傾向で推移しており、平成 18 年は 3,947 件でしたが、平成 26 年には 3,551 件となり、比較すると 396 件 (10.0%) の減少となっています。

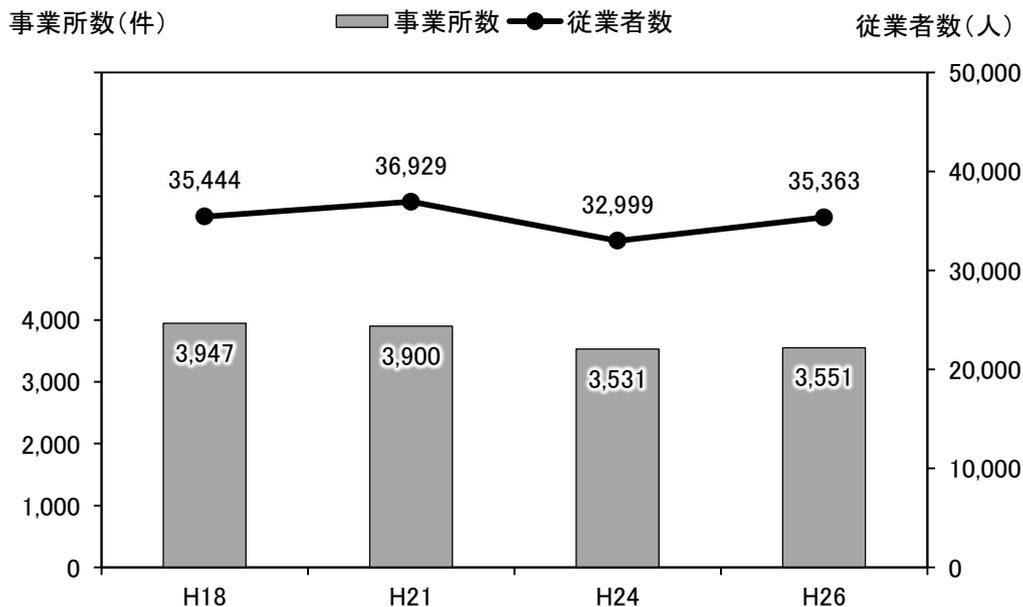
従業者数は、増減を繰り返し推移しており、平成 18 年は 35,444 人でしたが、平成 26 年には 35,363 人となり、比較すると 81 人 (0.2%) の減少となっています。

表 2-3 事業所数及び従業者数の推移

	H18 (10/1 現在)	H21 (7/1 現在)	H24 (2/1 現在)	H26 (7/1 現在)
事業所数	3,947	3,900	3,531	3,551
従業者数	35,444	36,929	32,999	35,363

※ H24 は公務を含まない

出典：平成 18 年は事業所・企業統計調査（総務省）
平成 21 年、平成 26 年は経済センサス基礎調査（総務省）
平成 24 年は経済センサス活動量調査（総務省）



※ H24 は公務を含まない

出典：平成 18 年は事業所・企業統計調査（総務省）
平成 21 年、平成 26 年は経済センサス基礎調査（総務省）
平成 24 年は経済センサス活動量調査（総務省）

図 2-6 事業所及び従業者数の推移

② 事業所数及び従業者数の業種別割合

本市の業種別の事業所数と従業者数の状況を表 2-4 及び図 2-7 及び図 2-8 に示します。

業種別の平成 26 年の事業所数は「卸売業・小売業」が 857 件（全体の 24.1%）と最も多く、次いで「製造業」が 451 件（同 12.7%）となっています。

従業者数でみると、「製造業」が最も多く 8,614 人（全体の 24.4%）、次いで「卸売業・小売業」が 7,136 人（同 20.2%）となっています。

表 2-4 事業所及び従業者の業種別割合（平成 26 年）

業 種	事業所数(件)		従業者数(人)	
農業・林業・漁業	13	0.4%	117	0.3%
工業・採石場・砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	354	10.0%	2,261	6.4%
製造業	451	12.7%	8,614	24.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.2%	298	0.8%
情報通信業	23	0.6%	144	0.4%
運輸業・郵便業	101	2.8%	2,371	6.7%
卸売業・小売業	857	24.1%	7,136	20.2%
金融業・保険業	38	1.1%	635	1.8%
不動産業・物品賃貸業	192	5.4%	646	1.8%
学術研究・専門・技術サービス業	106	3.0%	450	1.3%
宿泊業・飲食サービス業	366	10.3%	2,536	7.2%
生活関連サービス業・娯楽業	317	8.9%	1,437	4.1%
教育・学習支援業	174	4.9%	1,730	4.9%
医療・福祉	247	7.0%	4,041	11.4%
複合サービス事業	22	0.6%	320	0.9%
サービス業(他に分類されないもの)	257	7.2%	1,816	5.1%
公務(他に分類されるものを除く)	27	0.8%	811	2.3%
合計	3,551	100.0%	35,363	100.0%

出典：平成 18 年は事業所・企業統計調査（総務省）

平成 21 年、平成 26 年は経済センサス基礎調査（総務省）

平成 24 年は経済センサス活動量調査（総務省）

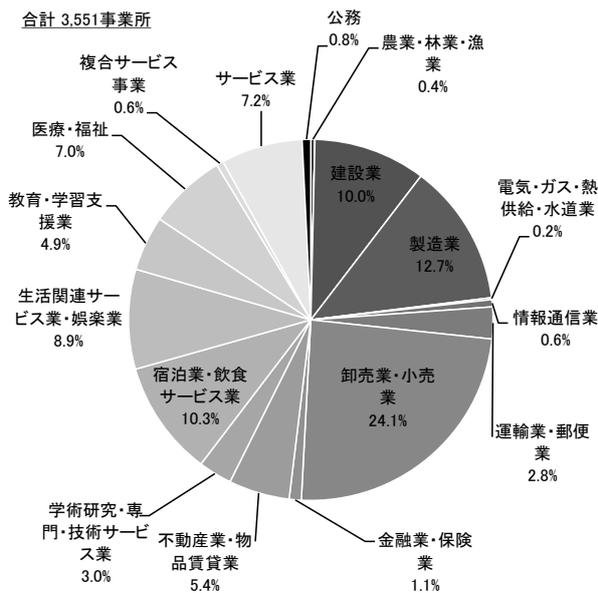


図 2-7 事業所の業種別割合

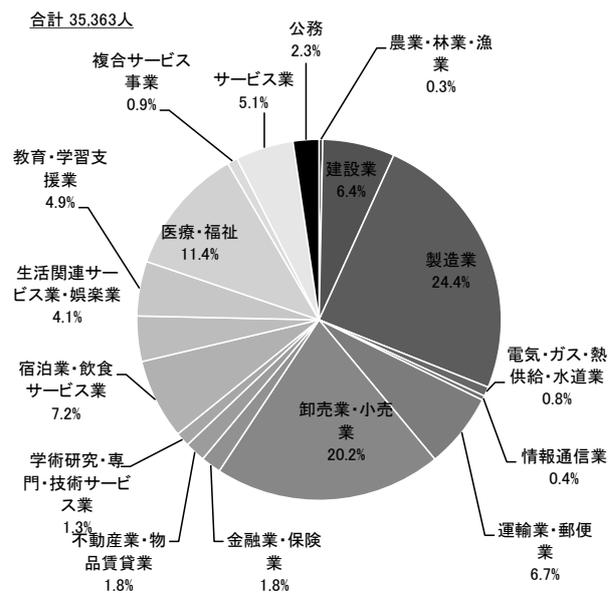


図 2-8 従業者の業種別割合

(3) 交通の状況

本市の交通状況を図 2-9 に示します。

本市の鉄道交通は、都心までを約 1 時間で結ぶ JR 高崎線が市の南西部に、秩父鉄道が市の中央部を東西に横断しています。

また、道路交通は、国道 17 号及び国道 17 号熊谷バイパスが市内南西部に、国道 125 号及び国道 125 号行田バイパスが市内中央部を東西に横断しています。

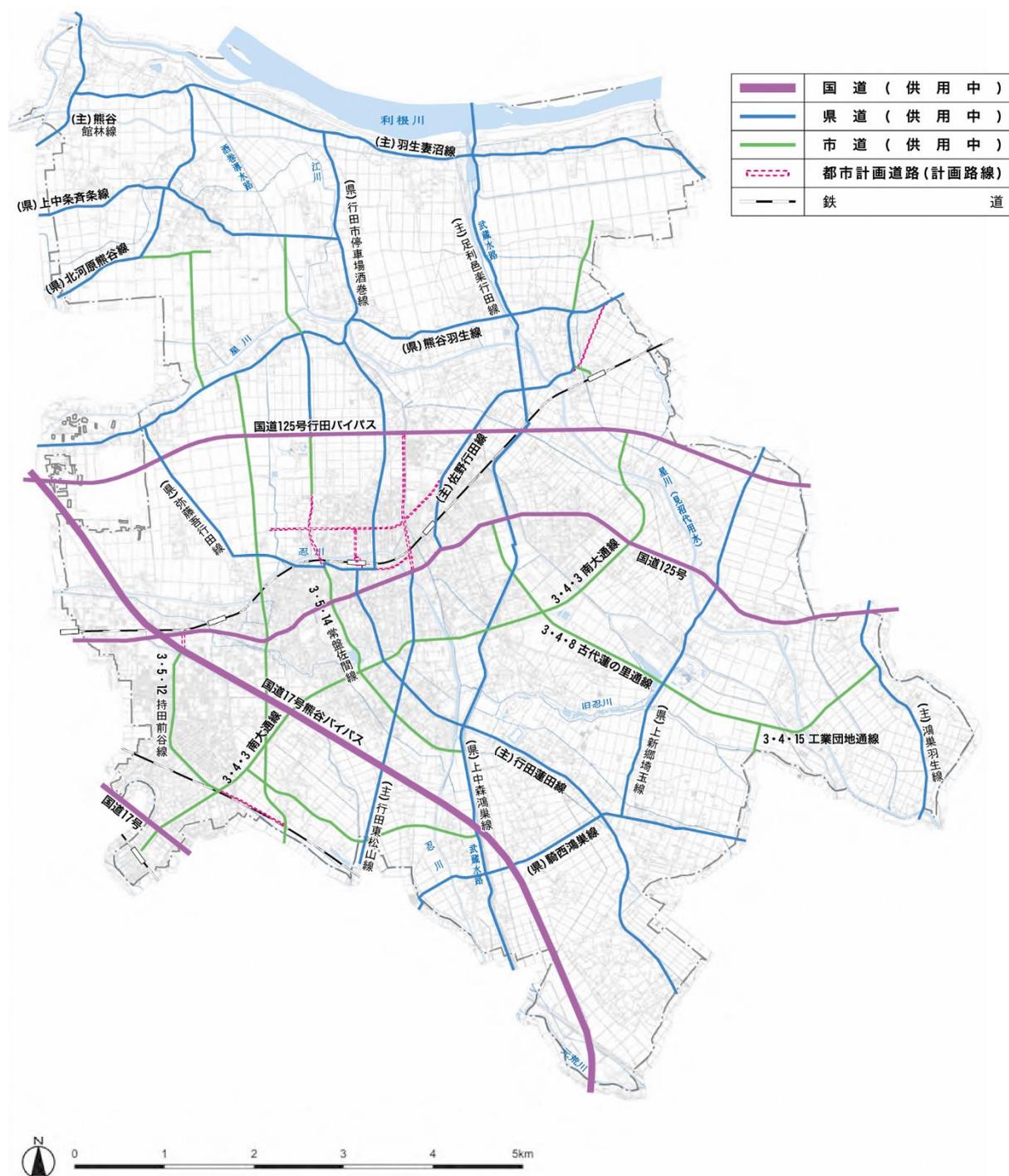


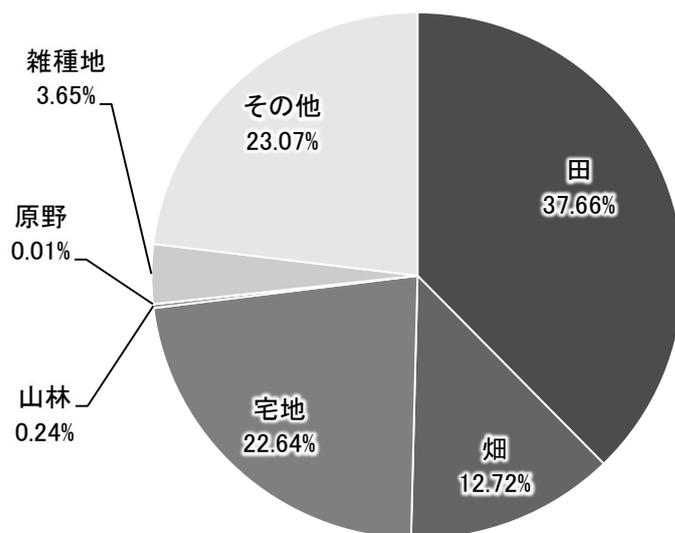
図 2-9 本市の交通状況

(4) 土地利用の状況

本市の土地利用状況を図 2-10 に示します。

平成 28 年 1 月 1 日時点での土地利用状況は、田が最も多く 2,542ha（全体の 37.66%）、次いでその他が 1,557.1ha（同 23.07%）、宅地が 1528.1ha（同 22.64%）となっています。

区分	面積(ha)	割合
田	2,542.0	37.66%
畑	858.8	12.72%
宅地	1,528.1	22.64%
山林	16.1	0.24%
原野	0.8	0.01%
雑種地	246.1	3.65%
その他	1,557.1	23.07%
合計	6,749.0	100.00%



出典：統計ぎょうだ平成 28 年度版

図 2-10 土地利用状況

(5) 国、県及び組合における計画と本計画との関係

本計画は、国、県及び組合の計画を踏まえ、整合性が図られたものとします。

①国の計画

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し循環型社会の形成に向けた取り組むべき課題、中長期的な方向性を示しています。

また、平成25年5月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムを確保することなどを示しています。

第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月)

基本的方向

■質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

■国際的取組の推進

- ① アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

■東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

目標

より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上

	平成12年度	平成22年度	平成32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46(+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17(+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17(▲70%)

注) ()内は平成12年度比

廃棄物処理施設整備計画(平成 25 年 5 月)

策定の目的

現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。

基本理念及び重点目標

【基本理念】

- 3Rの推進
- 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

【重点目標】

- 排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
- 焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
- し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全

廃棄物処理システムの方向性

- 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- 地域住民等の理解と協力の確保
- 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善
 - ・ 広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。
 - ・ スtockマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
 - ・ 資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。
- 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備
 - ・ 廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。
 - ・ 例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。
- 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
 - ・ 廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせるなど、効率的なエネルギー回収を進める。
- 災害対策の強化
 - ・ 廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。
 - ・ 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

②県の計画

県は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し計画的に廃棄物の減量化や適正処理に取り組んでいます。

今後予想される超高齢社会への突入、人口減少の社会構造の変化により、廃棄物の量・質とも変わることが予想される事から、これら様々な情勢変化に的確に対処するため、県内の今後の廃棄物行政の指針として「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しています。

また、地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保することにより、循環型社会の形成を推進する事を目的として、「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内市町村の適切なごみ処理事業の支援を行っています。

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画(平成28年3月)

策定の目的

安心・安全の確保を最優先として循環型社会の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進する。

計画の期間

平成28年度から平成32年度

目標値(一般廃棄物)

- 一人1日当たりの生活系*ごみ排出量：503グラム(平成32年度)
- 事業系ごみ排出量：488千トン(平成32年度)
- 一人1日当たりの最終処分量：44グラム(平成32年度)

注)※家庭から排出される可燃・不燃・粗大・資源その他の量

重点施策

【3Rの推進】

- ・2R(リデュース・リユース)の推進
- ・リサイクルの推進
- ・廃棄物系バイオマス等利活用の推進
- ・将来に希望をつなぐ環境学習の推進
- ・県の率先行動と市町村支援

【廃棄物の適正処理の推進】

- ・一般廃棄物の適正処理の推進
- ・産業廃棄物の適正処理の推進
- ・不法投棄の根絶
- ・有害廃棄物の適正処理
- ・安心・安全な最終処分場の確保

【環境産業の育成】

- ・産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップ
- ・リサイクル産業発展の促進

【災害廃棄物対策の推進】

- ・平時からの備えの強化□
- ・発災時の対応

第2次埼玉県ごみ処理広域化計画(平成20年3月)

策定の目的

地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保することにより、循環型社会の形成を推進する。

策定の視点

- | | |
|------------------------|--|
| 1 ダイオキシン類削減対策 | ダイオキシン類の削減対策はもとより、NOxなど環境負荷の低減を推進する。 |
| 2 焼却残さの高度処理対策 | 焼却残渣のセメント資源化や溶融スラグ・人口砂などの骨材としての利用を促進する。 |
| 3 マテリアルリサイクルの推進 | 広域的に集めることによりリサイクルが可能となる廃棄物の再生利用体制を整備する。 |
| 4 サーマルリサイクルの推進 | 効率的な熱回収が行えるごみ焼却施設の整備を推進する。 |
| 5 最終処分場の確保対策 | 埋立処分する廃棄物の量を減らし、最終処分場の延命化を図ると共に広域最終処分場の整備を行う。 |
| 6 公共事業のコスト削減 | 施設整備はもとより、維持管理費の削減を含めて評価し、ごみ処理の広域化を推進する。 |
| 7 ごみの減量化の推進 | リサイクルを促進し、広域化に伴うごみ処理システムの見直しを行う中でごみ処理の有料化の検討も行う。 |
| 8 温室効果ガスの削減対策 | 焼却処理の補助燃料の削減を図り、廃プラスチックのリサイクルを促進する。 |
| 9 民間施設を活用した
広域処理の推進 | 再生利用などをさらに推進するため、民間の技術・施設を活用したごみ処理広域化を検討する。 |
| 10 計画的な施設整備 | 焼却施設の老朽化が進んでいるため、計画的な施設整備を推進する。 |

ごみ処理広域ブロック

- ・行田市、鴻巣市及び北本市はブロック21に含まれ、重点ブロックに設定される。
- ・県では、地域的なつながりや、広域行政事務、市町村合併の動向などを考慮し、ブロック21の市町村とともに施設の集約化に向けた取組を進めていく。

③組合の計画

組合では、構成市の一般廃棄物処理に係る中長期的な視点に立った基本方針を示す「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と新たなごみ処理施設の整備に関する「施設整備基本計画」を策定し、ごみ処理広域化を推進しています。

鴻巣行田北本環境資源組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年 2 月）

策定の趣旨

組合構成市である本市、鴻巣市及び北本市から発生する一般廃棄物（ごみ）の適正な処理を行うため。

計画期間

平成 28 年度から平成 42 年度までの 15 年間

目標値（組合全体）

- 一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）
中間目標（H35）：530g（H25 比 約 30g 減）
最終目標（H42）：500g（H25 比 約 60g 減）
- 事業系ごみ排出量
中間目標（H35）：5% 減（H22 比）
最終目標（H42）：10% 減（H22 比）
- 一人 1 日当たりのごみ総排出量（家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収）
中間目標（H35）：853g（H25 比 約 8g 減）
最終目標（H42）：826g（H25 比 約 35g 減）

重点施策

【分別ルールの見直し】

- プラスチックの分別ルールの見直し
- 構成市ごとに異なるプラスチックの分別ルール等を、住民や事業者が分りやすいように見直す
- 広域化に伴うごみ処理ルールの変更に関する情報提供

【ごみ処理施設整備の推進】

- 新たなごみ処理施設として、熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設及びストックヤードを整備

【エネルギーや資源の有効活用】

- 高効率のごみ発電を行うとともに、蒸気や高温水などの熱を有効活用し、創エネルギーの取組みを推進
- プラスチックの熱回収による、効率的な資源の有効活用の取組み
- プラスチック製容器包装の資源化などの推進

鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画(平成 29 年 2 月)

策定の趣旨

安定したごみ処理サービス提供のためにも新たなごみ処理施設の整備が緊急かつ重要な課題となっていることから、熱回収施設(可燃ごみ処理施設)、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設及びストックヤードなどの整備に係る基本的な方針などを明らかにすることを目的とする。

基本理念

豊かな自然環境と、豊かな暮らしが調和し両立する地域を目指して、ごみ処理の広域化を進めます。

基本方針

- 市民にとって安心・安全で、安定した施設
- エネルギーや資源の有効活用に優れた施設
- 環境に配慮した施設
- 災害対応に優れた施設
- 経済性に優れた施設

新たな施設の規模等

- 熱回収施設(可燃ごみ処理施設) 約 249 t/日
- 不燃・粗大ごみ処理施設 約 25 t/日
- プラスチック資源化施設 約 17 t/日
- スtockヤード(保管面積) 約 1,000m²
- 余熱利用施設(規模及び整備内容は今後検討)

整備スケジュール

- 環境影響評価の実施 平成 28 年度～平成 30 年度
- 施設の詳細な仕様の検討 平成 29 年度～
- 事業者の選定 平成 31 年度
- 設計・建設工事 平成 32 年度～
- 施設稼働 平成 35 年度

④本市の計画

近年の地方自治体を取り巻く社会情勢は、少子化の進行による人口減少や地球環境問題の深刻化などにより目まぐるしく変化を見せており、行政に求められる課題も高度化・多様化しています。

このような状況に的確に対応していくため、自主的・自立的な行政経営の確立と豊かな地域社会の創造に向けて、市民と行政がまちづくりの方向性と課題をともに認識し、協働のもとに取り組むための新たな指針として「第5次行田市総合振興計画」を策定しています。

また、「行田市環境基本計画」は、行田市環境基本条例第3条に定める基本理念に基づき、行田市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

第5次行田市総合振興計画(平成23年7月)

策定の趣旨

自主的・自立的な行政経営の確立と豊かな地域社会の創造に向けて、市民と行政がまちづくりの方向性と課題をともに認識し、協働のもとに取り組むための新たな指針として策定。

計画期間

平成23年度～平成32年度

基本理念

『ひとの元気・地域の元気・まちの元気』

廃棄物分野の施策

【環境】豊かな自然と共生したうるおいのあるまちづくり

「資源循環型社会が形成されたまちをつくる」

- ①ごみ減量とリサイクルの推進 → 4Rの推進
- ②廃棄物処理対策の推進 → ごみ処理体制の充実

第2次行田市環境基本計画(平成 26 年 3 月)

策定の趣旨

行田市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

計画期間

平成 26 年度～平成 35 年度

望ましい環境像

【人々の生活と豊かな自然が共生できる環境にやさしいうるおいのあるまち】

廃棄物に係る基本目標

- 環境負荷の低減による循環型社会の形成
廃棄物減量化の推進 → 廃棄物の適正処理
4 R の推進

第3章 ごみ処理の現状及び課題

3-1 本計画にて使用のごみ関連用語の定義

本計画において使用する用語の定義を以下に示します。

① 家庭ごみ

家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」と呼びます。

家庭ごみは大きく、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」及び「有害ごみ」に分類されます。

家庭から排出されるごみの量を「家庭ごみ排出量」と呼びますが、「資源物」と「有害ごみ」を含む集計方法と、除く集計方法の2種類あります。

② 事業系ごみ

オフィス、商店及び農業など事業活動により発生する一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。

事業系ごみは大きく「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」及び「粗大ごみ」に分類されます。

③ ごみ排出量

「家庭ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」を合わせた量を「ごみ排出量」と呼びます。

④ 集団回収

家庭から排出される資源物のうち、学校、PTA、子供会などの団体により、回収されるものを「集団回収」と呼び、他の家庭ごみとは分けて集計します。

⑤ ごみ総排出量

「ごみ排出量」に「集団回収量」を合わせ「ごみ総排出量」と呼びます。

⑤ ごみ総排出量	③ ごみ排出量	①家庭ごみ ・燃やせるごみ ・資源物 ・燃やせないごみ ・有害ごみ ・粗大ごみ
		②事業系ごみ ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ
	④集団回収量（家庭）	

図 3-1 ごみ用語の分類

3-2 ごみ処理体制

本市のごみ処理体制を図3-2に示します。

① 燃やせるごみ

燃やせるごみは、組合の小針クリーンセンターにおいて焼却処理されています。

なお、焼却処理に伴って排出される焼却灰等の焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント材料として資源化しています。

② 燃やせないごみ及び粗大ごみ

燃やせないごみ及び粗大ごみは、行田市粗大ごみ処理場において破碎・選別処理を行い、選別後の不燃残さは民間処理業者に処理を委託しています。また、選別後の可燃残さは、組合の小針クリーンセンターにおいて焼却処理しています。

③ 有害ごみ

有害ごみは、行田市粗大ごみ処理場において選別し、選別後は民間処理業者に処理を委託しています。

④ 資源物

資源物として回収した缶類、ビン類、紙類、布類は、民間処理業者に処理を委託し、リサイクルしています。

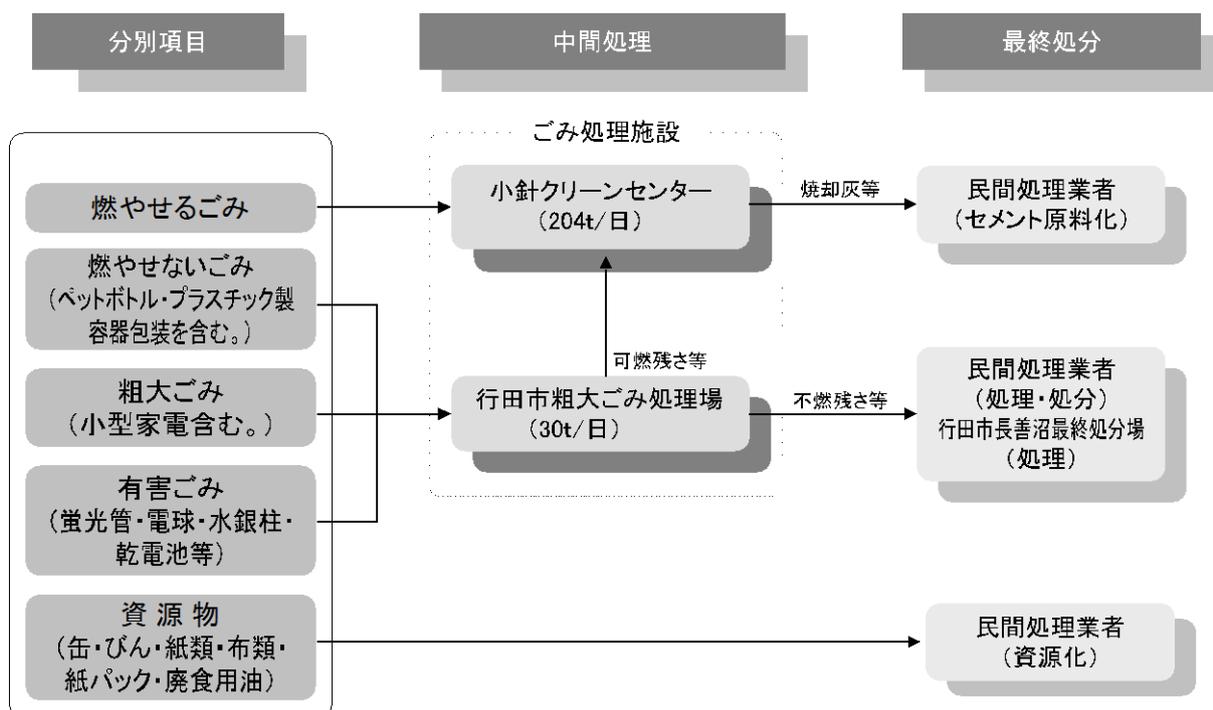


図3-2 ごみ処理体制

3-3 収集・運搬の現状

(1) 家庭ごみ及び事業系ごみの収集方法（排出方法及び収集回数）

本市の家庭ごみの分別区分、排出方法及び収集回数を表 3-1 に示します。

① 家庭ごみ

燃やせるごみは、1,319 カ所の集積所へ紙袋による排出とし、収集は週 4 回の地域と週 3 回の地域があります。

燃やせないごみは、1,226 カ所の集積所へビニール袋による排出とし、収集は週 2 回とされています。

粗大ごみは、208 カ所（有害ごみと共用 202 カ所・粗大ごみのみ 6 カ所）の集積所で、収集は月 1 回としています。

資源物の缶・ビン、は、230 カ所（紙類・布類・紙パックと共用 224 カ所・缶・ビンのみ 6 カ所）の集積所で、収集は月 2 回としています。

資源物の紙類、布類及び紙パックは、231 カ所（缶・ビンと共用 224 カ所・紙類、布類及び紙パックのみ 7 カ所）の集積所で、収集は月 1 回としています。

有害ごみは、211 カ所（粗大ごみと共用 202 カ所・有害ごみのみ 9 カ所）の集積所で、収集は月 1 回としています。

この他、小針クリーンセンター及び行田市粗大ごみ処理場へ自己搬入する方法があります。

表 3-1 分別・排出等の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

分別区分		排出方法	収集回数	
			市街地	市街地以外
燃やせるごみ		集積所 1,319 カ所 紙袋	4 回/週	3 回/週
燃やせないごみ (ペットボトル・プラスチック製 容器包装を含む。)		集積所 1,226 カ所 ビニール袋	2 回/週	
粗大ごみ (小型家電を含む。)		集積所 208 カ所 (有害ごみと共用 202 カ所、 粗大ごみのみ 6 カ所)	1 回/月	
資源物	缶	集積所 230 カ所 (紙類・布類・紙パックと共用 224 カ所、 缶・ビンのみ 6 カ所)	2 回/月	
	びん			
	紙類	集積所 231 カ所 (缶・ビンと共用 224 カ所、 紙類・布類・紙パックのみ 7 カ所)	1 回/月	
	布類			
	紙パック			
廃食用油	環境課及び行田市粗大ごみ処理場	随時		
有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱等	集積所 211 カ所 (粗大ごみと共用 202 カ所、 有害ごみのみ 9 カ所)	1 回/月	
	乾電池			

② 事業系ごみ

事業系ごみは、収集運搬業許可業者による収集と事業者自身による自己搬入を行っています。

3-4 ごみ処理の実績

(1) 年間排出量の推移

本市のごみ総排出量の推移を表3-2及び図3-3に示します。

家庭ごみは、平成22年度では年間23,641tでしたが、平成27年度には年間22,730tとなり、比較すると911t(3.9%)減少しています。

事業系ごみは、平成22年度では年間5,747tでしたが、平成27年度には年間6,159tとなり、比較すると412t(7.2%)増加しています。

集団回収は、平成22年度では年間1,082tでしたが、平成27年度には年間1,002tとなり、比較すると80t(7.4%)減少しています。

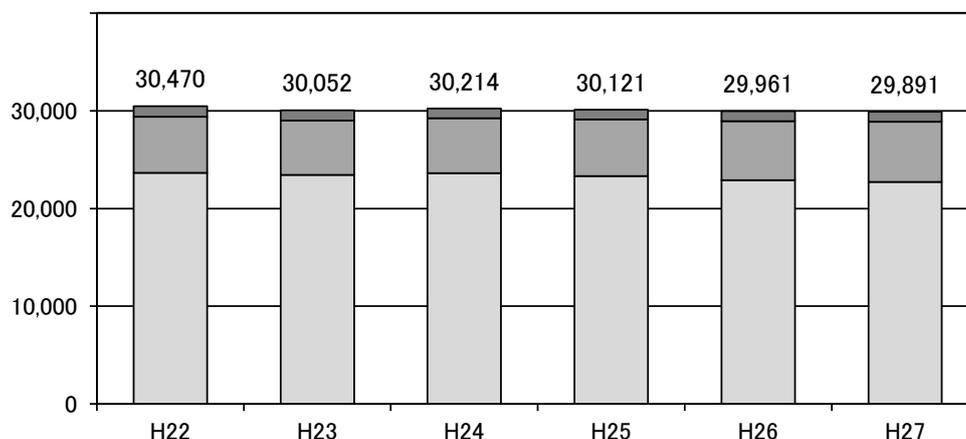
ごみ総排出量は、平成22年度では30,470tでしたが、平成27年度には29,891tとなり、5年間で579t(1.9%)減少しています。

表3-2 ごみ総排出量の推移

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
家庭①	燃やせるごみ (t/年)	16,609	16,427	16,768	16,501	16,333	16,386
	燃やせないごみ (t/年)	3,917	4,006	3,964	3,967	3,740	3,592
	粗大ごみ (t/年)	716	742	708	760	824	848
	資源物 (t/年)	2,371	2,236	2,145	2,061	1,987	1,879
	有害ごみ (t/年)	28	29	27	27	27	25
	合計 (t/年)	23,641	23,440	23,612	23,316	22,911	22,730
	(資源物・有害ごみ含む。) (g/人日)	740	738	752	748	743	742
	合計 (資源物・有害ごみ除く。) (t/年)	21,242	21,175	21,440	21,228	20,897	20,826
(g/人日)	665	667	683	681	678	679	
事業系②	燃やせるごみ (t/年)	5,161	5,113	5,148	5,315	5,484	5,607
	燃やせないごみ (t/年)	586	447	468	496	539	552
	合計 (t/年)	5,747	5,560	5,616	5,811	6,023	6,159
ごみ排出量①+②	燃やせるごみ (t/年)	21,770	21,540	21,916	21,816	21,817	21,993
	燃やせないごみ (t/年)	4,503	4,453	4,432	4,463	4,279	4,144
	粗大ごみ (t/年)	716	742	708	760	824	848
	資源物 (t/年)	2,371	2,236	2,145	2,061	1,987	1,879
	有害ごみ (t/年)	28	29	27	27	27	25
	合計 (t/年)	29,388	29,000	29,228	29,127	28,934	28,889
	(g/人日)	920	913	931	935	938	942
集団回収③ (t/年)	1,082	1,052	986	994	1,027	1,002	
ごみ総排出量①+②+③	(t/年)	30,470	30,052	30,214	30,121	29,961	29,891
	(g/人日)	954	946	962	967	971	975
年間日数 (日)	365	366	365	365	365	366	
人口 (人)	87,494	86,755	86,035	85,374	84,503	83,752	

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成22年～27年）（環境省）

(t/年) □家庭① □事業系② ■集団回収③



出典：一般廃棄物処理実態調査（平成22年～27年）（環境省）

図3-3 ごみ総排出量の推移

(2) 一人1日当たりの排出量

本市の一人1日当たりの排出量を表3-3及び図3-4に示します。

一人1日当たりの家庭ごみ排出量(資源物・有害ごみを含む。)は、平成22年度では740gでしたが、平成27年度は742gとなり、比較すると2g(約0.1%)増加しています。

一人1日当たりの家庭ごみ排出量(資源物・有害ごみを除く。)は、平成22年度では665gでしたが、平成27年度は679gとなり、比較すると14g(2.1%)増加しています。

一人1日当たりのごみ総排出量は、平成22年度では954gでしたが、平成27年度は975gとなり、比較すると21g/人・日(2.2%)増加しています。

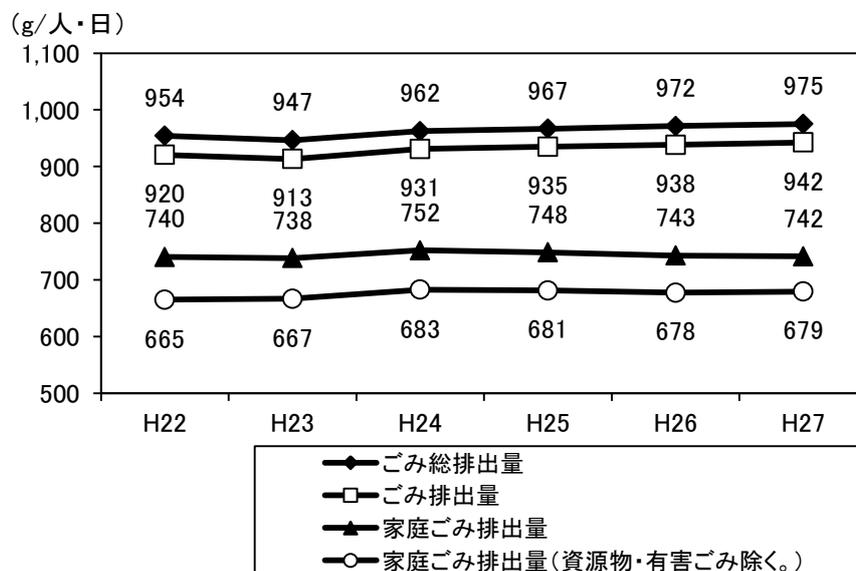
表3-3 一人1日当たりの排出量の推移

単位：g/人・日

区分※	H22	H23	H24	H25	H26	H27
家庭ごみ排出量(資源物・有害ごみを含む。)	740	738	752	748	743	742
家庭ごみ排出量(資源物・有害ごみを除く。)	665	667	683	681	678	679
ごみ排出量	920	913	931	935	938	942
ごみ総排出量	954	947	962	967	972	975

※区分の内容は3-1を参照。

出典：一般廃棄物処理実態調査(平成22年～27年)(環境省)



出典：一般廃棄物処理実態調査(平成22年～27年)(環境省)

図3-4 一人1日当たりのごみ排出量の推移

3-5 ごみ減量化・資源化の状況

本市の資源化量の推移を表3-4及び図3-5に示します。

資源化量は、平成22年度では年間7,253tでしたが、平成27年度は年間6,462tとなり、比較すると791t/年(10.9%)減少しています。

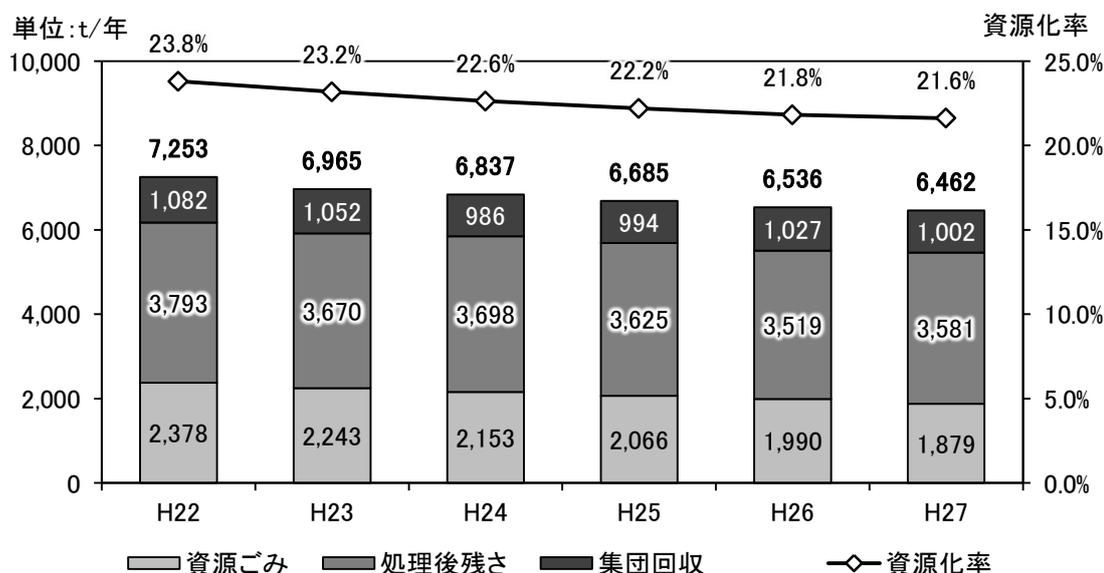
資源化率は、平成22年度では年間23.8%でしたが、平成27年度は21.6%となり、比較すると2.2ポイント減少しています。

表3-4 資源化状況の推移

		単位：t/年					
		H22	H23	H24	H25	H26	H27
ごみ総排出量		30,470	30,052	30,214	30,121	29,961	29,891
資源化量		7,253	6,965	6,837	6,685	6,536	6,462
資源ごみ	資源ごみ	2,378	2,243	2,153	2,066	1,990	1,875
	紙類	1,431	1,286	1,225	1,197	1,152	1,044
	紙パック	6	5	5	4	4	4
	金属類	202	203	205	198	192	186
	ガラス類	485	425	411	396	387	383
	布類	247	282	260	227	216	222
	直接搬入分	0	35	40	39	36	37
	家電4品目	7	7	7	5	3	3
	中間処理後残さ(焼却灰等)	3,793	3,670	3,698	3,625	3,519	3,581
集団回収	1,082	1,052	986	994	1,027	1,002	
資源化率(%)	23.8	23.2	22.6	22.2	21.8	21.6	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成22年度～27年度）（環境省）

※中間処理後残さ（焼却灰等）は、小針クリーンセンターの焼却灰等でセメント原料化している。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成22年度～27年度）（環境省）

図3-5 資源化状況の推移

3-6 中間処理及び最終処分の現状

(1) 施設の概要

本市のごみを処理している中間処理施設(小針クリーンセンター及び行田市粗大ごみ処理場)と行田市長善沼最終処分場の概要を表 3-5、3-6、3-7 及び図 3-6 に示します。

表 3-5 小針クリーンセンター(ごみ焼却施設)の概要

設備・装置	内容
所在地	埼玉県行田市大字小針 856 番地
施設所管	鴻巣行田北本環境資源組合
処理能力	204 t / 日 (102 t / 日 × 2 基)
炉形式	准連続燃焼式機械炉
給じん方式	ピットアンドクレーン方式 ごみピット容量 1,200 m ³
灰出方式	ピットアンドクレーン方式 灰ピット容量 70 m ³
通風方式	平衡方式
除じん方式	ろ過式集じん器 (バグフィルター)
有害ガス除去方式	有害ガス除去設備 (消石灰・特殊反応助剤を噴霧)
水処理方式	クローズドシステム
竣工年月日	昭和 59 年 8 月

表 3-6 行田市粗大ごみ処理場(破碎・選別施設)の概要

設備・装置	内容
所在地	埼玉県行田市大字小針 800 番地
施設所管	行田市
処理能力	30 t / 日
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
破碎・圧縮設備	縦型回転式破碎機
選別設備	風力選別機、ドラム型磁選機、振動ふるい
貯留・搬送設備	鉄分、不燃物、可燃物、軽量物、プラスチック、積込ホッパ
集じん設備	バグフィルタ、サイクロン、排風機、サイレンサ
竣工年月日	昭和 56 年 3 月

表 3-7 行田市長善沼最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の概要

項目	内容
所在地	埼玉県行田市大字荒木 1265 番地
施設所管	行田市
処分場面積	2,584 m ²
残余能力	168 m ³
埋立対象物	不燃物、軽量物・プラスチック類、可燃ごみ・焼却灰
竣工年月日	平成 8 年 3 月

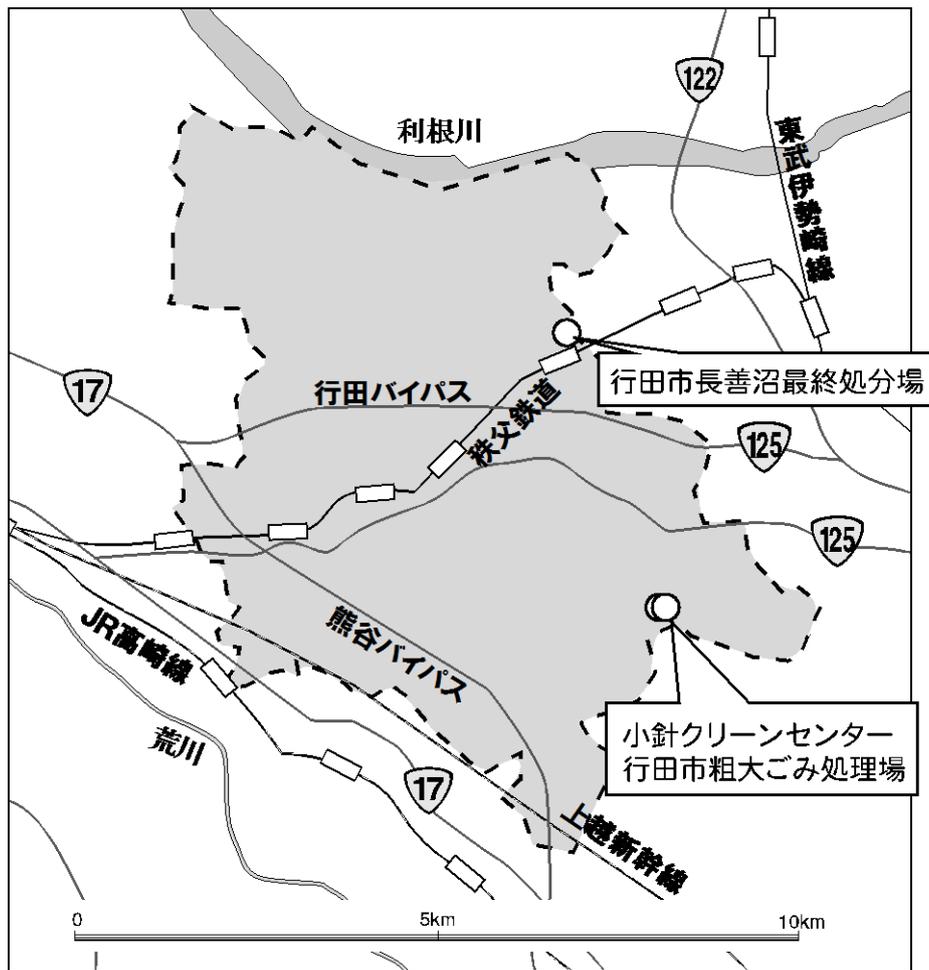


図 3-6 施設の位置（中間処理及び最終分場）

(2) 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

本市の焼却処理量及び焼却残さ量の推移を表 3-8、表 3-9 及び図 3-7 に示します。

本市の燃やせるごみを処理している小針クリーンセンターにおける本市の焼却処理量は、平成 22 年度では年間 26,325t ですが、平成 27 年度には年間 26,163t となり、比較すると 162t (0.6%) 減少しています。

また、焼却残さ量(鴻巣市吹上地域分を含む)は、平成 22 年度では年間 4,116t ですが、平成 27 年度には 3,777t となり、比較すると 339t (8.2%) 減少しています。なお、焼却残さ量は、焼却処理に伴って排出される焼却灰等で、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

表 3-8 焼却処理量の推移 (小針クリーンセンター)

単位：t/年

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
焼却処理量	26,325	26,020	26,319	26,286	26,190	26,163

出典：一般廃棄物処理実態調査(平成 22 年～27 年)(環境省)

表 3-9 焼却残さ量の推移 (小針クリーンセンター)

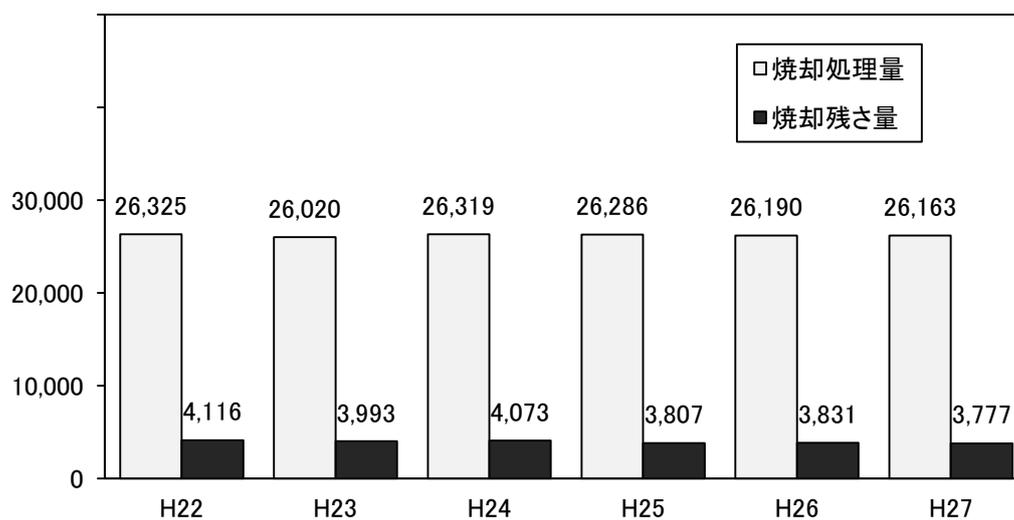
単位：t/年

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
焼却残さ量	4,116	3,993	4,073	3,807	3,831	3,777

注) 小針クリーンセンターでの焼却残さ量には、鴻巣市(吹上地域)分を含む

出典：ごみ処理実績集計表(鴻巣行田北本環境資源組合)

単位：t/年



注) 小針クリーンセンターでの焼却残さ量には、鴻巣市(吹上地域)分を含む

出典：一般廃棄物処理実態調査(平成 22 年～27 年)(環境省)

ごみ処理実績集計表(鴻巣行田北本環境資源組合)

図 3-7 焼却処理量及び焼却残さ量の推移 (小針クリーンセンター)

① ごみの組成

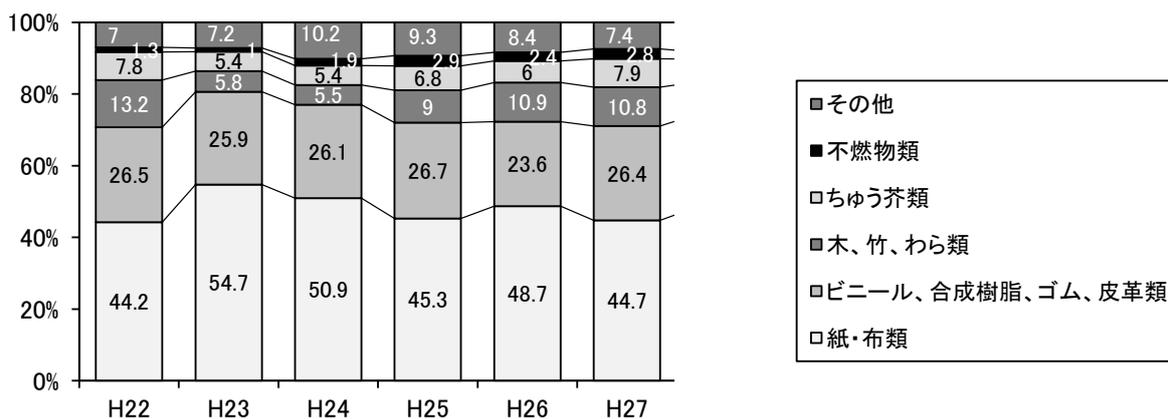
本市の燃やせるごみを焼却処理している、小針クリーンセンターにおける燃やせるごみの組成を表 3-10、図 3-8 及び図 3-9 に示します。

表 3-10 焼却ごみの組成値と三成分値（小針クリーンセンター平均値）

単位：％

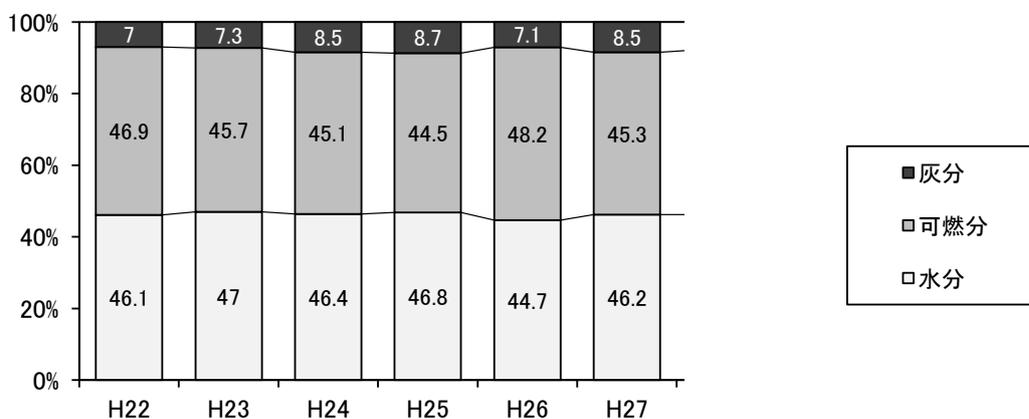
		H22	H23	H24	H25	H26	H27
種類組成	合計	100	100	100	100	100	100
	紙・布類	44.2	54.7	50.9	45.3	48.7	44.7
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	26.5	25.9	26.1	26.7	23.6	26.4
	木、竹、わら類	13.2	5.8	5.5	9	10.9	10.8
	ちゅう芥類	7.8	5.4	5.4	6.8	6	7.9
	不燃物類	1.3	1	1.9	2.9	2.4	2.8
	その他	7	7.2	10.2	9.3	8.4	7.4
三成分	合計	100	100	100	100	100	100
	水分	46.1	47	46.4	46.8	44.7	46.2
	可燃分	46.9	45.7	45.1	44.5	48.2	45.3
	灰分	7	7.3	8.5	8.7	7.1	8.5

出典：一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況（環境省）



出典：一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況（環境省）

図 3-8 焼却ごみの組成値（小針クリーンセンター平均値）



出典：一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況（環境省）

図 3-9 焼却ごみの三成分値（小針クリーンセンター平均値）

(3) 燃やせないごみと粗大ごみ等年間処理量の推移

行田市粗大ごみ処理場での年間処理量及び資源回収量の推移を表 3-11 及び図 3-10 に示します。

本市の燃やせないごみと粗大ごみ等は、行田市粗大ごみ処理場で選別・破碎処理しています。年間処理量は、平成 22 年度では年間 5,247 t でしたが、平成 27 年度には年間 5,016 t となり、比較すると 231 t (4.4%) 減少しています。なお、選別・破碎処理後の可燃残さは、小針クリーンセンターで焼却処理しています。

金属などの資源物は、民間処理業者に処理委託し、資源化しています。資源回収量は、平成 22 年度では年間 339 t でしたが、平成 27 年度には年間 375 t となり、比較すると年間 36 t (10.6%) 増加しています。

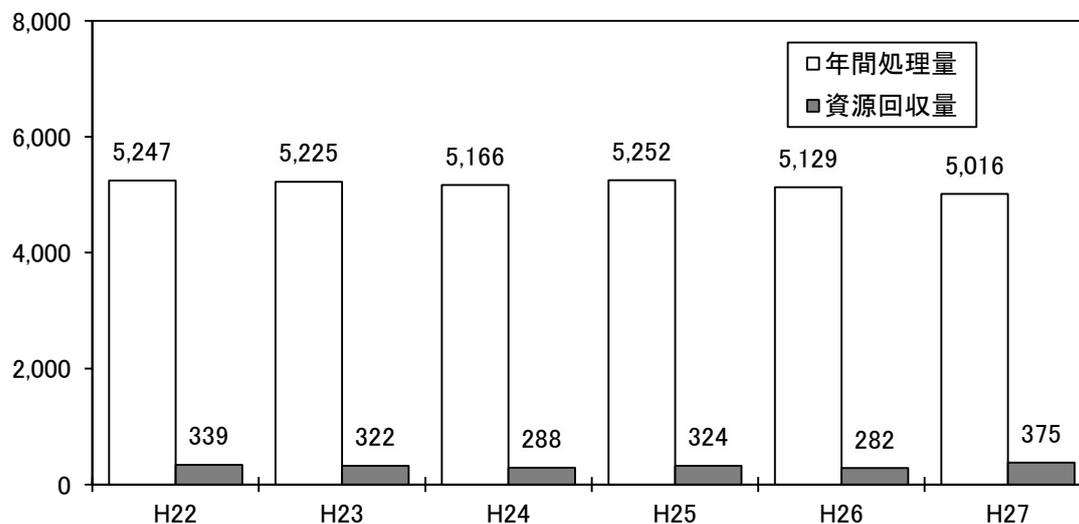
表 3-11 年間処理量及び資源回収量の推移 (行田市粗大ごみ処理場)

単位：t/年

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年間処理量	5,247	5,225	5,166	5,252	5,129	5,016
資源回収量	339	322	288	324	282	375

出典：一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況 (平成 22～27 年度) (環境省)

単位：t/年



出典：一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況 (平成 22～27 年度) (環境省)

図 3-10 年間処理量及び資源回収量の推移 (行田市粗大ごみ処理場)

(4) 埋め立て処理量の推移

行田市粗大ごみ処理場における破碎処理後の不燃残さは、民間処理業者に委託し、埋立処理しています。

埋立処理量の推移を表 3-12 及び図 3-11 に示します。

埋立処理量は、平成 22 年度では年間 368 t ですが、平成 27 年度には 450 t となり、比較すると 82 t (22.3%) 増加しています。

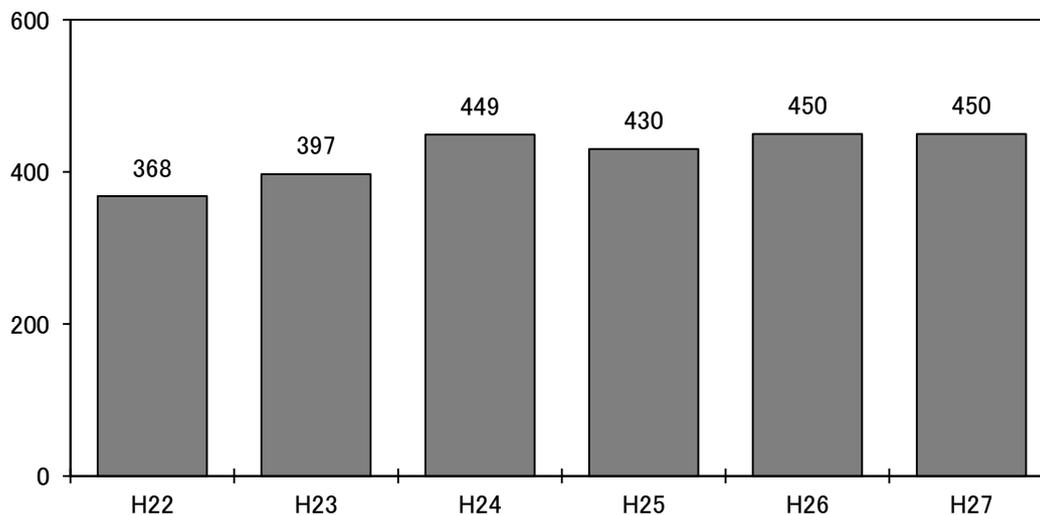
表 3-12 埋立処理量の推移 (行田市粗大ごみ処理場の不燃残さ)

単位：t/年

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
最終処分量	368	397	449	430	450	450

出典：一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況 (平成 22～27 年度) (環境省)

単位：t/年



出典：一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況 (平成 22～27 年度) (環境省)

図 3-11 埋立処理量の推移 (行田市粗大ごみ処理場の不燃残さ)

(5) ごみ処理経費の推移及び処理手数料の現状

本市のごみ処理経費の推移を表 3-13 及び図 3-12 に示します。

市民一人あたりの経費は、平成 22 年度では 8,867 円でしたが、平成 27 年度には 8,285 となり、比較すると 582 円 (6.6%) 減少しています。

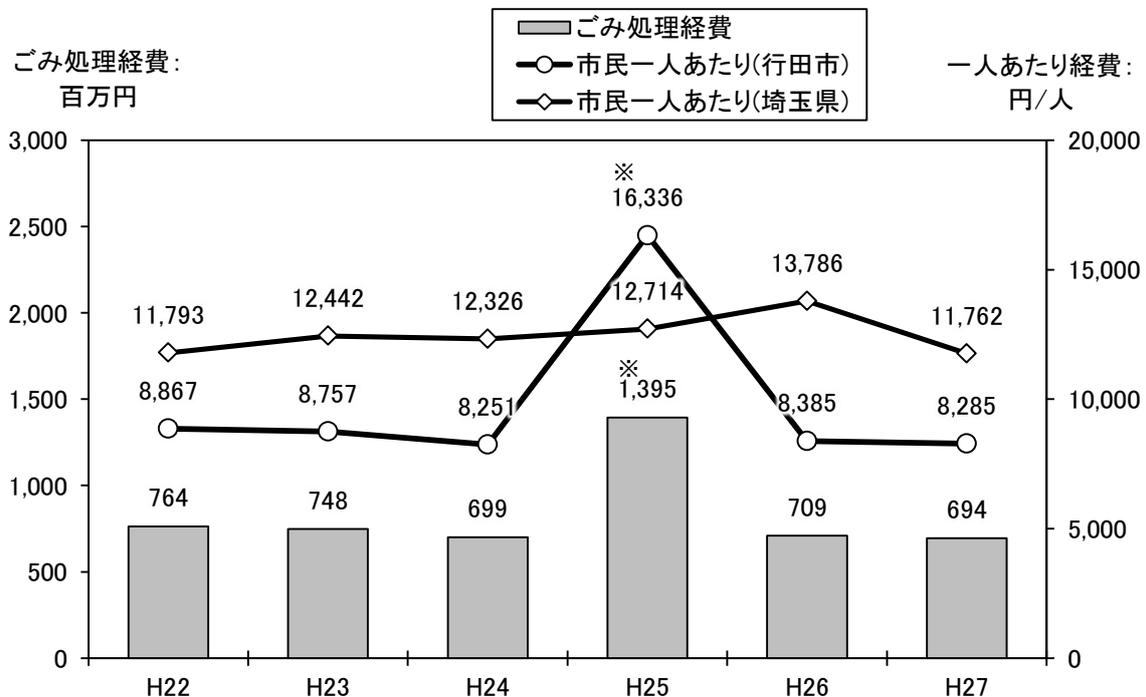
また、本市の市民一人あたりのごみ処理経費は、埼玉県全体の県民一人あたりのごみ処理経費と比較し、低いといえます。なお、平成 25 年度のごみ処理経費が突出しているのは、組合の小針クリーンセンターにおいて、排ガス処理設備の改修工事を実施したためです。

表 3-13 ごみ処理経費の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ごみ処理経費(百万円)	764	748	699	1,395*	709	694
収集運搬費	223	217	217	218	224	224
中間処理費	105	101	102	103	111	103
最終処分費	9	10	12	11	12	12
組合分担金	373	366	325	1,004*	304	303
その他	53	53	44	58	57	52
市民一人あたりの経費(円/人)						
行田市	8,867	8,757	8,251	16,336*	8,385	8,285
埼玉県	11,793	12,442	12,326	12,714	13,786	11,762

※小針クリーンセンターの改修工事のため

出典：一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況（平成 21～27 年度）（環境省）



※小針クリーンセンターの改修工事のため

出典：一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況（平成 21～27 年度）（環境省）

図 3-12 ごみ処理経費の推移

3-7 ごみ処理の評価

行田市と埼玉県平均におけるごみ処理の比較を表 3-14 に示します。

比較の対象とする年度は平成 27 年度とし、指標値は、埼玉県の値を 100 とした場合の本市の状況を示しています。

各項目の指標値は、一人 1 日当たりのごみ総排出量が 110、一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量（資源物・有害ごみ含む。）が 116、一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量（資源物・有害ごみ除く。）が 128 で埼玉県と比較して高くなっています。

従業者一人当たりの事業系ごみ排出量は 83、一事業所当たりの事業系ごみ排出量は 80 で、埼玉県と比較して低くなっています。

資源化率（集団回収除く。）は 92、資源化率（集団回収含む。）は 83、一人当たりの資源化量は 96 で、資源化の状況は埼玉県と比較して低くなっています。

一人当たりのごみ処理経費は 70、ごみ 1 トン当たりのごみ処理経費は 64 で、埼玉県と比較して低くなっています。

表 3-14 ごみ処理の比較

項目	行田市	埼玉県	指標値
一人 1 日当たりのごみ総排出量	975 g	886 g	110
一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量（資源物・有害ごみ含む。）	741 g	637 g	116
一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量（資源物・有害ごみ除く。）	679 g	531 g	128
従業者一人当たりの事業系ごみ排出量（年間）	174 kg	209 kg	83
事業所一件当たりの事業系ごみ排出量（年間）	1,734 kg	2,164 kg	80
資源化率（集団回収を除く）	18.9%	20.5%	92
資源化率（集団回収を含む）	21.7%	26.3%	83
一人当たりの資源化量（年間）	78 kg	80 kg	96
一人当たりのごみ処理経費（年間）	8,285	11,762	70
ごみ 1 トン当たりのごみ処理経費（年間）	23,217	36,275	64

注) 従業者数と事業所数は平成 26 年度値

※指標値：行田市の値÷埼玉県の値×100

出典：統計ぎょうだ平成 28 年度版（行田市）

平成 27 年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

平成 26 年度経済センサス-基礎調査（経済産業省）

3-8 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量化・資源化の課題

本市の一人1日当たりのごみ総排出量、家庭ごみ排出量（資源物・有害ごみ含む。）及び家庭ごみ排出量（資源物・有害ごみ除く。）は、埼玉県と比較して多く、減量化が必要です（表3-14参照）。

(2) 収集・運搬の課題

現在の本市のごみ分別方法は、表3-1に示すとおりで、資源物に区分されることが多い、ペットボトル、プラスチック製容器包装及びビニール類については、不燃ごみとして区分していますが、資源化に向け分別ルールの変更が必要です。

また、組合で整備する新たなごみ処理施設の処理対象物に対応するため、本市のごみ収集体制全般について、見直す必要があります。

(3) 中間処理及び最終処分の課題

行田市粗大ごみ処理場（昭和56年3月竣工）及び小針クリーンセンター（昭和59年8月竣工）は、施設の老朽化が著しく、更新の時期が迫っています。また、施設が更新されるまでは、適正な維持管理を継続することが必要です。

行田市長善沼最終処分場は、引き続き周辺環境に配慮した適正な管理が必要です。

(4) その他の課題

本市では、ごみ処理行政を推進するため、次に掲げる事項についての取り組みが必要です。

- ごみ処理広域化の推進に向け、組合及び構成市（本市、鴻巣市及び北本市~~行田市~~）とのさらなる連携
- ごみの不適正処理や不法投棄の防止
- 自力でのごみ分別が困難な高齢者世帯等への対応
- 市民団体等による活動への支援
- 大規模な地震や水害などの緊急の事態に備えた計画の策定
- 廃棄物処理の費用負担軽減

第4章 計画の基本方針

4-1 基本理念及び基本方針

本計画では、一般廃棄物の適正な処理を推進するために目指すべき方向として、基本理念を掲げ、この基本理念を実現するため基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

市民、事業者及び市がともに力を合わせ
環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまち

【基本方針】

基本方針1 ごみ減量化の推進

リフューズ（いらぬものは受け取らない。）、リデュース（ごみを減らす。）、リユース（繰り返し使う。）、リサイクル（再資源化）の4Rを推進し、ごみの減量化を推進します。

基本方針2 ごみ処理サービスの向上

新しいごみ処理ルールを検討にあたっては、ごみの排出者である市民の目線に立ち、適切なごみ処理サービスの向上を図ります。

基本方針3 ごみの適正処理

ごみの分別処理の徹底によりリサイクルの推進を図り、環境負荷の低減を図ります。

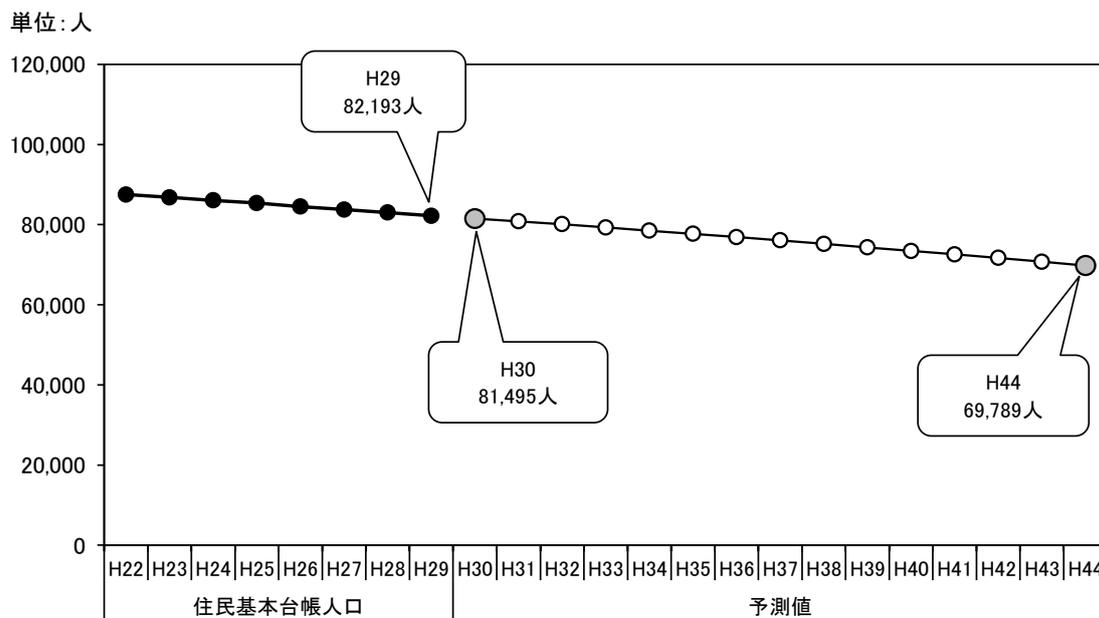
基本方針4 ごみ処理の費用負担軽減

ごみ収集体制の効率化により、ごみ処理費用負担の軽減を図ります。

4-2 人口の将来予想

本市の人口の将来予測を図4-1に示します。

平成29年10月1日現在の住民基本台帳人口は82,193人ですが、最終目標年度の平成44年度の将来予測人口では、69,789人になり、12,404人（15.1%）の減少としています。



※国立社会保障・人口問題研究所における推計結果を補正して設定

図4-1 人口の将来予測

4-3 減量目標

(1) 減量目標の設定

本計画では、循環型社会の形成を目指し、表 4-1 及び図 4-2 に示す 3 つの減量目標の指標を設定します。

表 4-1 減量目標値

指標		対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）
①	一人1日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ (資源物・有害ごみを除く。)	最終目標 (H44) : 490g (H27 比約 189g 減)
②	事業系ごみ排出量	事業系ごみ	最終目標 (H44) : 10%減 (H22 比)
③	一人1日当たりのごみ総排出量 ^{※1}	家庭ごみ、事業系ごみ、 集団回収	最終目標 (H44) : 824g (H27 比約 151g 減)

※1：一人1日当たりの家庭ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の2つの減量目標を達成した後の数値

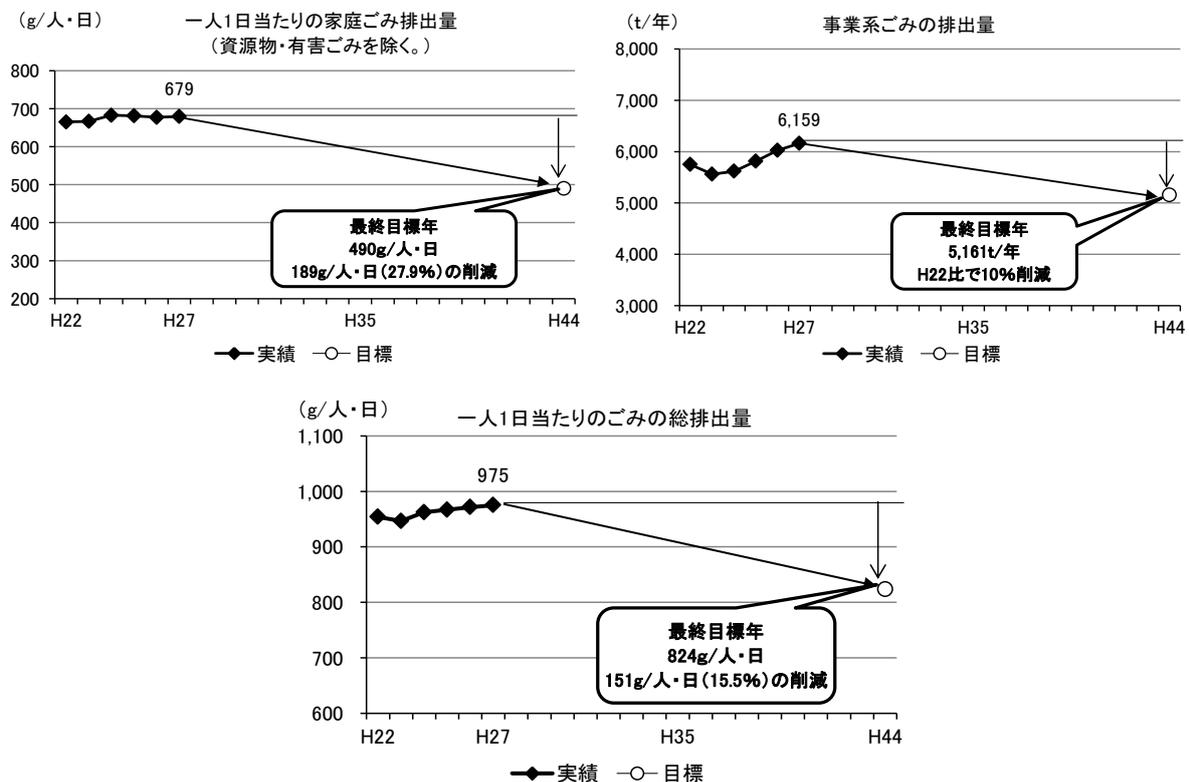


図 4-2 減量目標値

(2) ごみ総排出量の将来予測 (減量目標を達成した場合)

人口減少による排出量の減少分と、減量目標達成効果を加えたごみ総排出量の推移を、図4-3に示します。

ごみ総排出量は、平成27年度の年間29,891tに対し、平成44年度のごみ総排出量は年間20,994tとなり、比較すると年間8,897t(約30%)の減少と予測しています。

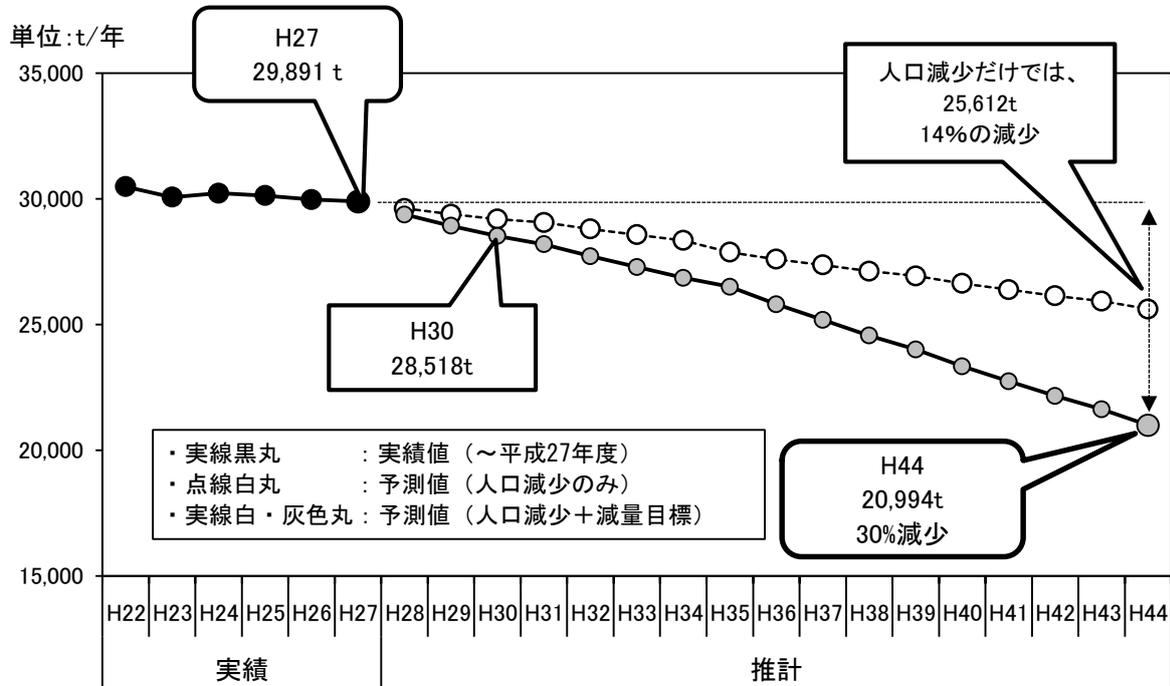


図4-3 ごみ総排出量の将来予測 (人口減少+減量目標を達成した場合)

4-4 将来のごみ処理体系

新たなごみ処理施設（組合で整備）稼働後のごみ処理体系を図4-4に示します。

組合では、新たなごみ処理施設として、主に燃やせるごみを処理する「熱回収施設（可燃ごみ処理施設）」、燃やせないごみ及び粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理施設」、プラスチック製容器包装を処理する「プラスチック資源化施設」、乾電池や蛍光管等の有害ごみと小型家電等を保管する「ストックヤード」を整備します。

燃やせるごみには、現状は燃やせないごみとしている汚れたプラスチック製容器包装、汚れたペットボトル、その他プラスチック類などを加え、熱回収施設（可燃ごみ処理施設）で処理し、発生するエネルギーを回収して発電し、処理残さ等は、民間処理業者により資源化します。

燃やせないごみ（ガラス、陶磁器類等）及び粗大ごみは、不燃・粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理を行い、可燃残さは熱回収施設（可燃ごみ処理施設）で処理し、破碎金属等は民間処理業者により資源化します。

プラスチック製容器包装（新たに資源化、現状は燃やせないごみ）は、プラスチック資源化施設で圧縮・梱包処理し、民間処理業者により資源化します。

乾電池、蛍光管、電球、水銀柱等の有害ごみは、ストックヤードにおいて保管し、民間処理業者により資源化します。

ペットボトル（新たに資源化、現状は燃やせないごみ）、びんや缶などの資源物は、民間処理業者に委託し、資源化します。

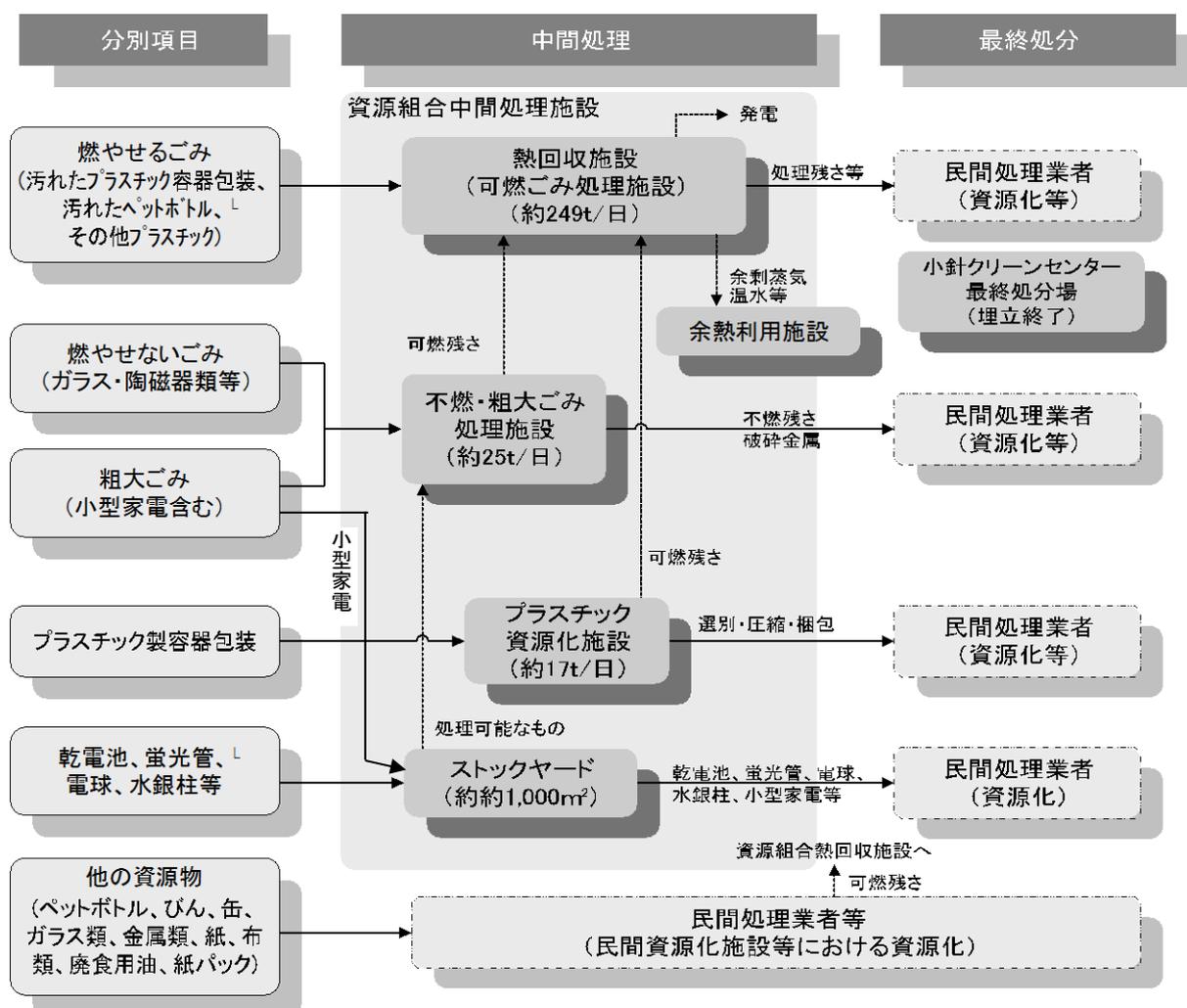


図 4-4 将来のごみ処理体系

第5章 施策

5-1 排出抑制・資源化計画

本市では、市民、事業者、市の三者が協働で4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）の推進に取り組めます。

(1) 排出抑制

①市民の取組み

- ごみ出しルール、分別ルールを遵守し適正処理とごみの減量化に努めます。
- 生ごみの水切りを徹底して、生ごみの減量化に努めます。
- 未利用食品や食べ残しなどによる「食品ロス」を削減するため、食品の計画的な購入と消費に努めます。
- 日常生活において、「詰め替え商品を選ぶ」、「レジ袋を断りマイバッグを利用する」、「マイ箸やマイカップを持参する」、「過剰包装は断る」などの取り組みを通じて、ごみの発生抑制に努めます。

②事業者の取組み

- 事業系ごみ削減のため、生産工程や流通過程において発生する廃棄物を抑制し、再利用・再生利用に取り組めます。
- 製造業者は、消費した後にできるだけごみが出ない製品や再資源化しやすい製品の開発に取り組めます。
- 小売業者は、リサイクル品の取扱い、簡易包装の実施、マイバッグ運動などに取り組めます。
- 食品関連事業者（食料品販売業者・飲食店等）は、食品ロスを出来るだけ出さないよう、適度な分量による提供に心がけます。

③市の取組み

- 市民に正しいごみの出し方、分別方法、ごみ減量の手法などを伝えるため、情報機器を活用した周知方法を検討します。
- 未利用食品や食べ残しなどによる食品ロスを削減するため、食品の計画的な購入と消費について、普及啓発を行います。
- マイバッグ運動の推進による過剰包装の抑制と、レジ袋等を含む容器包装類の削減を推進します。
- 事業者に対しては、継続的に自己処理責任の徹底や現状把握の協力を要請します。
- 組合と連携し、ごみ処理施設への搬入業者に対する適正排出の徹底を指導します。

- 4Rと循環型社会に関して、周知徹底を図ることにより、ごみ減量化を推進します。
- 家庭用生ごみ処理器の設置助成について、検討します。
- 資源物の店頭回収を促進します。

(2) 資源化

①市民の取り組み

- ごみや資源の分別を徹底するとともに、資源を出す際のルールやマナーを遵守します。
- 各種団体が実施している集団回収を積極的に利用し、ごみの資源化を推進に努めます。
- リサイクルショップやリサイクルマーケットを利用し、不用品や再生品の利用拡大に努めます。

②事業者の取り組み

- 各種リサイクル法に基づくリサイクルを実施するほか、市と連携したリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき、調理くず・残飯・賞味期限切れの商品等の削減やリサイクルに取り組みます。
- 再生品を利活用し、循環型社会の構築に貢献します。

③市の取組み

- プラスチック製容器包装及びペットボトルの資源化に取り組みます。
- 各種団体で実施している集団回収を支援促進します。
- 不用品に関する情報提供を行う事で、不用品の有効活用を推進します。
- 市役所の事務事業では、再生利用品の需要拡大を推進します。
- 廃食用油のリサイクルを推進します。
- 廃家電のリサイクルに関する普及啓発を推進します。

5-2 収集・運搬計画

本市の収集・運搬体系は、組合で整備する新たなごみ処理施設の稼働前までは、現在の分別区分や排出方法を基本としますが、組合の新たなごみ処理施設の稼働にあわせ、組合と連携し、ごみ処理ルールを見直して、ペットボトル、プラスチック製容器包装の資源化収集を推進します。また組合で整備する新たなごみ処理施設で処理対象物に対応するため、燃やせるごみ及び燃やせないごみに係る分別品目の変更とごみ収集体制全般の見直しを行います。

なお、見直しに当たっては、国や県の上位計画に示される考え方、住民サービスと経済性のバランスを考慮します。

現在の本市の分別区分及び主な分別品目の変更概要を表 5-1 に示します。

表 5-1 分別区分の変更概要

新施設稼働まで（現状）			新施設稼働後	
分別区分	主な分別品目		分別区分	主な分別品目
燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・枝木など		燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・枝木など
燃やせないごみ	プラスチック・ビニール類		燃やせるごみ	プラスチック・ビニール類
	プラスチック製容器包装	汚れている物		プラスチック製容器包装（汚れている物）
		汚れていない物		ペットボトル（汚れている物）
	ペットボトル	汚れている物	燃やせないごみ	金属、ガラス類、陶磁器類等
		汚れている物		粗大ごみ
金属、ガラス類、陶磁器類等		資源物	プラスチック製容器包装（汚れていない物）	
粗大ごみ	寝具・家具・小型家電など		ペットボトル（汚れていない物）	
資源物	缶		缶	
	びん		びん	
	紙類		紙類	
	布・衣類		布・衣類	
	廃食油		廃食油	
	紙パック		紙パック	
有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池等		有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池等

5-3 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理施設

本市の燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物等は、組合で整備する新たなごみ処理施設の稼働前までは、現状の体制で適正処理を継続します。

組合で整備する新たなごみ処理施設の稼働後は、表5の施設の種類ごとに処理対象物の処理を行います。

ペットボトル、びん、缶、ガラス類、金属類、紙類、布類、廃食用油及び紙パックは、民間処理業者に処理を委託します。

① 組合で整備するごみ処理施設

組合が新たに整備する新たなごみ処理施設の概要を表5-2に示します。

新たなごみ処理施設は、主に燃やせるごみを処理する「熱回収施設(可燃ごみ処理施設)」、燃やせないごみ及び粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理施設」、プラスチック製容器包装を処理する「プラスチック資源化施設」、乾電池や蛍光灯等の有害ごみ、小型家電などを保管する「ストックヤード」で構成されます。

表5-2 組合で整備するごみ処理施設の概要

	施設の種類	施設規模	処理対象物
1	熱回収施設 (可燃ごみ処理施設)	約 249 t /日	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ (汚れたプラスチック製容器包装・汚れたペットボトル・プラスチック・ビニール類を含む。) ・不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ ・プラスチック資源化施設からの可燃残さ ・し尿処理汚泥 ・災害廃棄物 <p style="text-align: right;">など</p>
2	不燃・粗大ごみ 処理施設	約 25 t /日	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせないごみ ・構成市から排出される粗大ごみ ・ストックヤードからの処理可能なもの など
3	プラスチック資源化施設	約 17 t /日	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装
4	ストックヤード	(保管面積) 約 1,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、蛍光灯、電球、水銀柱及び小型家電 ・不法投棄物 <p style="text-align: right;">など</p>

② 環境保全・災害対応型施設の整備

組合が整備する熱回収施設(可燃ごみ処理施設)では、高効率のごみ発電を行うとともに、蒸気や高温水などの熱を有効活用し、創エネルギーの取組みを推進します。また、災害廃棄物の受入れに必要な設備が整備されます。

熱回収施設(可燃ごみ処理施設)、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設及びストックヤードなどは、環境保全に十分に配慮した施設として整備されます。

③ 施設整備スケジュール

資源組合では、平成 35 年度稼働開始を目標に新たなごみ処理施設の整備を進めています。

平成 28 年度までに、建設候補地の測量調査、地質調査、施設整備基本計画、P F I 等導入可能性調査を実施しています。

また、平成 28 年度から平成 31 年度にかけ、埼玉県環境影響評価条例に基づいた環境影響評価を実施し、周辺環境への影響を評価しています。

平成 29 年度からは、発注に向けて施設の詳細な仕様を検討し、平成 31 年度末に事業者の選定を行い、建設工事を平成 32 年度から開始し、平成 35 年度中の稼働を目指しています。

(2) 最終処分計画

ごみの発生・排出抑制及び資源物の分別排出徹底による資源の回収量増大、中間処理による資源回収及び焼却灰等の再資源化の推進によって、最終処分量の削減を図っていきます。

① 処理残さの資源化

本市が現在焼却処理を行っている小針クリーンセンターでは、焼却処理後に発生する焼却残さをセメントの原料として資源化していますが、新たに資源組合が整備する熱回収施設（可燃ごみ処理施設）においても、発生する処理残さの資源化が推進されます。

② 既存最終処分場の扱い

最終処分に関しては、今後も民間処理業者に委託処理することを基本としますが、行田市長善沼最終処分場では、周辺環境に配慮し、安全かつ安心して処分が出来る体制を保持します。

5-4 その他必要と考えられる取組み

(1) 組合及び構成市（本市、鴻巣市及び北本市）における連携体制の継続

組合及び構成市（本市、鴻巣市及び北本市）では、会議等を継続して実施し、今後詳細を検討する分別・収集方法、排出抑制・資源化施策などの情報を交換し、住民サービスの向上を図ります。

(2) 不適正処理や不法投棄への取組み

ごみ集積所の適正利用の啓発を実施します。

無許可業者による不適正処理に係る監視、指導を強化します。

ポイ捨てや不法投棄防止に係る啓発活動を充実させるとともに、監視・指導を強化します。

(3) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯等への対応

自力でのごみ分別が困難な高齢世帯等への対応について、他部署との連携のもと対応策を検討します。

(4) 市民団体等による活動の支援

本市では、市民団体への活動支援を行い、連携して、市民や自治会等、事業者への啓発及び指導を推進します。

(5) 災害廃棄物への対応

本市では、県、組合及び関係機関と連携し、災害時の協力体制、役割分担、災害廃棄物に対応できる施設などを検討します。

埼玉県清掃行政研究協議会とは、災害廃棄物処理に関する相互支援体制事業に基づき、県内他市町村との相互支援に備えます。

また、行田市地域防災計画を踏まえ、災害時のごみ処理に関する災害廃棄物処理計画を策定します。

(6) 廃棄物処理の費用負担軽減

ごみの排出抑制・資源化施策から収集・運搬、中間処理や最終処分に至るまでトータルコストの軽減に努めるとともに、効率的な廃棄物処理システムづくりを推進します。

第6章 本計画の推進体制

本計画で掲げた目標達成のため、計画（Plan）→各施策の推進（Do）→進捗状況の点検（Check）→見直し（Act）という、PDCAサイクルの進行管理システムにより、各取組の継続的な改善を図ります。

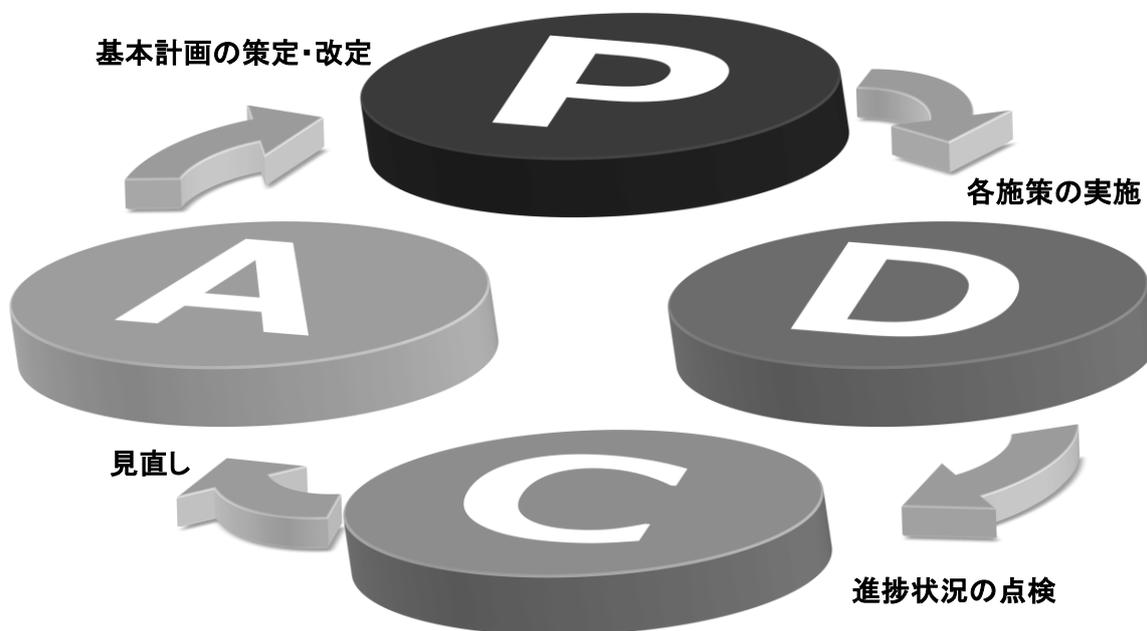


図 6-1 計画の推進体制（PDCAサイクル）